

平成 25 年 12 月 11 日（水曜日）本会議

平成 25 年第 4 回多賀城市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 25 年 12 月 11 日（水曜日）

出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1 番 柳原 清 議員

2 番 戸津川 晴美 議員

3 番 江口 正夫 議員

4 番 深谷 晃祐 議員

5 番 伏谷 修一 議員

6 番 米澤 まき子 議員

7 番 金野 次男 議員

8 番 藤原 益栄 議員

9 番 佐藤 恵子 議員

10 番 森 長一郎 議員

11 番 松村 敬子 議員

12 番 阿部 正幸 議員

13 番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰巳 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一

管財課長 柴田 吉博

総務部副理事(兼)交通防災課長 角田 三雄

収納課長 木村 修

建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章

建設部副理事(兼)復興建設課長 熊谷 信太郎

道路公園課長 加藤 幸

会計管理者 紺野 哲哉

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃

生涯学習課長 武者 義典

水道事業管理者 佐藤 敏夫

上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 伊藤 敏明

参事(兼)局長補佐 長瀬 義博

主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開会

○議長（板橋恵一）

これより平成 25 年第 4 回多賀城市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 1 号のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷修一議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（板橋恵一）

日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から 12 月 18 日までの 8 日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

よって、会期は 8 日間と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 3 行政の報告

○議長（板橋恵一）

日程第 3、行政の報告に入ります。

市長の登壇を許します。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

報告に入ります前に、一言申し上げます。

去る 10 月 19 日、本市職員による信号無視及び酒気帯び運転が発生したことに關しまして、11 月 8 日付で停職 6 カ月の懲戒処分を行い、同日付で公表いたしました。なお、当該職員は同日付で依願退職いたしました。飲酒運転の根絶に向けて関係団体及び市民の皆様とともに全力を挙げて取り組んでいる中でのこのたびの不祥事につきましては、まことに遺憾であり、深くおわび申し上げます。今後は信頼と名誉の回復に向けて全職員が公務員としての自覚と責任を持って公務に当たってまいります。

では、改めまして、市議会第 4 回定例会が開催されるに当たり、日ごろからの市政運営に対する議員各位の御協力に対し厚く御礼を申し上げます。

本議会に御提案申し上げます案件は、条例 3 件、その他 6 件、補正予算 4 件であります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

それでは、第 3 回定例会報告以降今日までの行政の概要につきまして、第五次多賀城市総合計画の施策体系別に、東日本大震災からの復旧・復興事業の取り組み状況及び主要な事業について、その概要を報告いたします。

初めに、政策 1 安全で快適に暮らせるまちについて申し上げます。

まず、災害対策の推進ですが、市民、企業等の減災意識を高め、今後の減災行動を喚起するため、11 月 28 日に「減災シンポジウム～災害に強いまち 減災都市多賀城を目指して～」を開催し、300 名の方々の御出席のもと、あわせて減災都市宣言を行いました。

11 月 4 日、地域住民及び関係者約 2,700 名参加のもと、多賀城市総合防災訓練を市内各所で一斉に実施しました。市民の方が主体となり、36 の行政区が自主的に内容を企画しました。津波を想定した避難訓練を実施し、自宅から避難所や津波避難ビルまでの避難経路を確認したほか、各訓練会場では初期消火訓練、救出救護訓練、濃煙体験訓練、防災備品取り扱い訓練等を実施しました。また、国土交通省、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が市災害対策本部に参画し、情報の伝達や共有訓練を実施したほか、ライフラインに関係する事業者も各訓練会場においてさまざまな訓練を行いました。

10 月 1 日、市内 12 カ所の大規模災害時指定収容避難所への防災倉庫の設置が完了し、食料や防災資機材等を分散配備しました。また、地域の防災力向上のため、日本赤十字社宮城県支部からの復興支援事業と本市独自の補助事業により、市内の希望する地区 44 カ所に地区防災倉庫が設置されました。

東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、宮城県と県内全 35 市町村で共同申請をしておりました公営住宅に係る入居者資格要件の緩和と譲渡処分要件の緩和に関する復興推進計画による特例措置につきましては、10 月 29 日付で認定されました。

次に、防犯対策の推進ですが、11 月 16 日、市と防犯まちづくり推進協議会の共催により、市民等の防犯意識の高揚を図るために「防犯まちづくり多賀城市民のつどい」を文化センタ

一で開催しました。米沢市安全・安心の地域づくり西部の会山田代表による先進地事例の発表があり、その後、防犯を演目とする落語公演が行われ、約 300 名の参加がありました。

次に、交通安全対策の推進ですが、9月21日から同月30日までの10日間、交通安全関係団体の参加、協力のもと、秋の交通安全市民総ぐるみ運動「飲酒・無謀運転ニラめ作戦」を実施しました。9月30日には、国道45号八幡小入り口交差点付近で、関係団体や仙台育英学園の生徒により、通行するドライバーに飲酒運転根絶を呼びかけるボード等を提示するとともに、チラシ、ニラの配布を行い、交通事故防止を呼びかけました。

次に、交通環境の充実ですが、避難路・物流路として重要な役割を担う清水沢多賀城線につきましては、平成26年度からの用地取得に向けて用地測量などを11月中旬に実施しました。また、砂押川に架橋されている樋の口大橋、舟橋、鎮守橋、笠神新橋の4橋についても、10月下旬に橋梁耐震化工事に着手しました。

次に、市域の整備ですが、宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業につきましては、10月25日に都市計画の決定をしました。

次に、中心市街地の整備ですが、仙石線多賀城地区連続立体交差事業につきましては、11月17日に多賀城駅の新駅舎が完成し、宮城県主催による記念式典が開催されました。また、同日には高架下自転車等駐車場の整備も完了し、供用を開始しました。

次に、安全で安定した水の供給ですが、11月13日、災害公営住宅の建設予定地として活用されることになった新田浄水場の閉鎖式典を挙行しました。この式典は解体工事の受注者が主催する解体工事安全祈願祭との合同実施で、多くの方々に出席いただきました。

次に、政策2 元気で健やかに暮らせるまちについて申し上げます。

まず、地域福祉の推進ですが、12月2日、任期満了に伴い、新たな民生委員児童委員の方への委嘱状の伝達を行いました。なお、定数につきましては、これまでより7名増の90名となっております。

災害時の2次避難所として高齢者や障害者などの要援護者の方が避難する福祉避難所につきましては、介護福祉施設や障害者支援施設等を運営する25法人と11月29日に協定を締結しました。

次に、健康づくりの推進ですが、10月1日から開始した高齢者インフルエンザの予防接種

につきましては、今回より接種期限を1カ月半延長し、平成26年1月31日までとしております。

次に、子育て支援の充実ですが、子ども・子育て支援新制度推進事業につきましては、10月8日に第2回子ども・子育て会議を開催し、次世代育成支援行動計画の実施状況報告と子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の内容について審議しました。ニーズ調査は11月に実施し、現在取りまとめを行っております。

次に、東日本大震災の被災世帯に対する平成25年度の保育料及び留守家庭児童学級利用料の減免につきましては、昨年度に引き続き被害の程度に応じた減免措置を実施することとし、10月16日から減免申請の受け付けを行っております。11月末現在で、保育料が114件、留守家庭児童学級利用料は65件の申請がありました。

次に、社会保障等の充実ですが、11月に市内6カ所の応急仮設住宅を巡回訪問し、長期にわたる仮設住宅での生活に対して居住者の皆さんを激励するとともに、災害公営住宅を初めとする復興状況について報告し、意見交換を行いました。

平成25年度末を申請期限としている一部損壊住宅補修工事費用補助金につきましては、一昨年11月から本年11月末日までに741件の申請があり、6,567万円の補助金を交付しました。

平成26年10月の完成を目標に工事を進めている桜木地区災害公営住宅事業につきましては、11月末日現在で出来高約20%まで進捗しております。

次に、政策3 歴史・文化を継承し豊かな心を育むまちについて申し上げます。

まず、学校・家庭・地域の連携による教育力の向上ですが、9月14日から17日の4日間、太宰府ジュニアリーダーズクラブと国際竹とんぼの会太宰府本部が本市を訪問し、多賀城市ジュニアリーダー「エステバン」との交流を行いました。

次に、生涯学習の推進ですが、10月13日、実行委員会主催の「第15回史都多賀城万葉まつり」が東北歴史博物館をメイン会場に開催されました。万葉衣装行列のほか、平安時代の宮中行事「射礼」の再現、群馬県藤岡市から「とっちゃんげ汁」の提供など、2年ぶりの開催となった前年より多い約4,500名が来場しました。

次に、政策5 集い つながり 活気あふれるまちについて申し上げます。

まず、農業の振興ですが、水稻の作況につきましては、水不足や梅雨明けから 8 月上旬にかけての低温など天候不順による影響で品質低下が危惧されましたが、刈り取り時期は天候に恵まれ順調に作業が進み、県中部の作況指数では 104 の「やや良」となりました。

大区画圃場整備事業につきましては、国の補助事業である農村地域復興再生基盤総合整備事業の実施計画策定地区として 9 月 26 日に採択を受けました。

次に、商工業の振興ですが、一部損壊住宅補修工事業費用補助金と同様、平成 25 年度末を申請期限としている被災事業者支援事業につきましては、一昨年 11 月から本年 11 月末日までに 229 件の申請があり、2,206 万円の補助金を交付しました。

次に、商工業の振興とあわせて観光の振興ですが、11 月 17 日、JR 仙石線多賀城駅新駅舎の開業と同時に、高架下に新観光案内所を開所しました。同日、新駅舎開業に合わせて、多賀城駅前の長崎屋跡地を会場として「多賀城市民市」が開催されました。出店コーナーでは友好都市天童市の物産販売など多くの出店があり、来場者は約 1 万 5,000 名とにぎわいました。

次に、政策 6 心がかよう地域の絆を育むまちについて申し上げます。

地域コミュニティの充実ですが、地区集会所整備補助事業につきましては、東日本大震災により被災し、新たな建設用地の確保とともに新築を進めておりました八幡下二区集会所が 9 月 10 日に完成しました。これにより、震災で被災した地区集会所の復旧は全て完了しました。

最後に、政策 7 理解と信頼で進める自律したまちについて申し上げます。

まず、適正な事務の執行とサービスの提供ですが、10 月 27 日に宮城県知事選挙が執行されました。投票率は 39.59%で、前回の平成 21 年 10 月 25 日執行より 7.63 ポイント低下しました。

次に、組織・人事マネジメントですが、災害復旧に係る地方自治法に基づく他自治体からの職員派遣につきましては、宮城県が採用した任期付職員を 11 月から新たに 2 名派遣いただき、11 月末日現在で全国 30 自治体から 39 名の派遣をいただいております。

最後に、効果的・効率的な行財政経営の推進ですが、11 月 1 日に挙行しました平成 25 年

多賀城市市政功労者表彰式典におきまして 49 名の方々に対し表彰状を贈呈し、その功績をたたえるとともに感謝の意を表しました。

復興交付金につきましては、既に交付を受けている事業の事業費の追加を含め、11 月 29 日に宮内地区被災市街地復興土地区画整理事業、清水沢多賀城線整備事業及び多賀城市津波復興拠点整備事業の 3 事業について、事業本格化に向けた経費約 31 億 8,000 万円の内示を受けました。

庁舎 1 階ロビーに水及びお湯を無償提供できる災害対応型自動販売機を設置し、11 月 1 日から運用を開始しました。これは、来庁者の利便性の向上と災害時の緊急対応を考慮し、公募により設置者を募集したものです。

以上、第 3 回定例会以降、今日までの行政の概要を申し述べましたが、今後とも議員各位の御支援・御協力をいただきながら施策の遂行に努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

以上で行政の報告を終わります。

日程第 4 議案第 84 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 4、議案第 84 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 84 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります、これは外国旅行の旅費に係る支度料を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、説明をさせていただきます。

資料 2 の議案関係資料の 1 ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正につきましては、職員等の旅費に関する条例に基づき、外国旅行において内国旅行と異なる準備、携行品等に係る費用に充てるために定額で支給されることとされております支度料について、本市において長期間支給実績がないこと、また以前と比較し海外旅行が一般的になっていることや公金を支出する妥当性を問う世論を踏まえまして、廃止をするものでございます。

新旧対照表に記載しましたとおり、1 ページ、2 ページとも支度料に係る各規定を削り、各条・項・号番号の整理を行うものであります。

1 ページの表の一番下のところ、第 6 条第 13 項を同条第 12 項に改正する部分でございますが、その規定中、「第 36 条第 1 項」を「第 37 条第 1 項」に改める部分につきましては、旅行手当に関し 37 条第 1 項を運用すべきものを誤って 36 条第 1 項としていたのを正しい条番号に改めるものでございます。

資料 1 の 2 ページをごらんいただきたいと思います。

施行期日でございます。施行期日は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

条例自体に異論はないんですが、参考までに、この条項は何年から施行して、適用件数は何件あったのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

この条項に関しましては、条例のもととなる法律が国家公務員等の旅費の支給に関する法律ということになります。これは昭和25年4月1日から施行されているものでございまして、基本的にはこの内容がずっと条例の中に盛り込まれて推移をしてきたというものでございます。

適用の関係でございますけれども、これはさかのぼる時点が平成11年までということになりますけれども、11年から10件の支給の実績がございました。21年度からは支給実績がないという状況になってございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 84 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 85 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 5、議案第 85 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 85 号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。これは平成 26 年 4 月 1 日の消費税率等の引き上げに伴い各種使用料等の見直しを行うため、関係条例について所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては市長公室長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案第 85 号の消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、資料 2 の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、今回この条例を提案することになった背景について説明をさせていただきます。平成 24 年 8 月 22 日に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布され、消費税率が平成 26 年 4 月 1 日に 8%、平成 27 年 10 月 1 日に 10%に引き上げられることとなりました。これらの法律は、経済再生を進めながら財政再建との両立を図っていくことの重要性と増大する社会保障の持続性と安心の確保といった社会保障と税の一体改革の趣旨を踏まえ、社会保障の安定財源の確保と財政の健全化を図ることをその目的としておりますが、消費税率の引き上げにつきましては、経済状況等を総合的に勘案した上でその施行の停

止を含め、所要の措置を講ずることとされておりました。その後、平成 25 年 10 月 1 日の閣議におきまして、景気が緩やかに回復しつつあることや新たな経済対策を策定することなどを勘案し、法律の規定どおり平成 26 年 4 月 1 日に消費税率を 8%に引き上げることが最終決定されたものでございます。

これらの法律の施行に伴い、地方公共団体が行う事業の対価につきましては消費税の課税対象となりますことから、公の施設に係る使用料及び利用料金、1 月未満の土地の使用料、下水道使用料、水道料金等について、消費税率引き上げを転嫁する必要が生じたものであります。

次に、この消費税率の 8%への引き上げに伴う本市の対応について説明させていただきます。本市の使用料等に係る消費税への課税方式につきましては、外税式と内税式に分かれておりますので、その対応がそれぞれ分かれることとなります。

初めに、外税式の使用料等の対応につきましては、3 ページの下段にありますとおり、関係する条例の規定中に消費税率を示すものとして 1.05 や 100 分の 105 のような具体的な割合を示しておりますので、当該割合の改正を行うことで対応することといたします。

4 ページをごらんください。

この外税式の対象となる使用料等につきましては、下水道使用料、水道料金、消火栓料金、水道加入金、水資源開発負担金、そして 1 月未満の土地の使用料が上げられます。

次に、内税式の使用料等の対応につきましては、内税式の使用料等には既に 5%の消費税率が転嫁されておりますので、この消費税の転嫁分を除いた税抜き使用料等の額を把握する必要があります。この税抜き使用料等の額につきましては、過去数回の改正により、これを把握することが困難となっております。現行の使用料等の額については全て消費税 5%が転嫁されているものとみなすことにいたしまして、当該使用料等の額を 1.05 で除して得た額を税抜き使用料とした上で、当該税抜き使用料等の額に 1.08 を乗じて得た額を消費税率転嫁後の使用料等の額とすることにより対応することといたしました。

以上により算定されました額の端数処理につきましては 5 ページ上段の表にその方法を記載しておりますが、これは消費税導入時として消費税率が 3%から 5%へ引き上げられたときの使用料の改定の際に用いた端数処理の方法を採用しております。

この内税式の対象となる使用料等は公の施設の使用料等があげられ、5 ページの中段にあ

ります消費税転嫁の対象となる公の施設の使用料等に記載のとおりであります。先ほど申し上げた算定の結果、このうち多賀城公園野球場使用料、市民会館使用料、中央公民館使用料並びに総合体育館利用料金の一部について、使用料等の改定が必要となりました。

なお、多賀城駅前自転車等駐車場使用料及び多賀城駅自転車等駐車場使用料のうち定期使用に係るものにつきましては、算定上、改定が必要とはなるものの、今回改正には至らなかった基本となる一時使用に係る使用料等のバランスを考慮し、改定を見送ることといたしました。

それでは、本市の関係条例の改正につきまして、新旧対照表に沿って説明をさせていただきます。

それでは、7ページをお開きください。

まず、第1条の規定によります多賀城市下水道条例の一部改正についてでございますが、下水道使用料に算定に係る消費税率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものでございます。

続きまして、8ページの第2条の規定によります多賀城市水道事業給水条例の一部改正についてでございますが、水道料金、消火栓料金、水道加入金、水資源開発負担金の算定に係る消費税率を「100分の105」から「100分の108」に改めるものでございます。

それから、9ページから11ページまでの第3条、第4条及び第5条の規定による多賀城市財産条例、多賀城市道路占用料等条例並びに多賀城市公共物管理条例の一部改正についてでございますが、1月末満の土地の使用料の算定に係る消費税率を「1.05」から「1.08」に改めるものでございます。

続いて、12ページ、13ページをお願いいたします。

第6条の規定によります多賀城市都市公園条例の一部改正についてでございますが、別表第4に定める1月末満の土地の使用料の算定に係る消費税率を「1.05」から「1.08」に改め、別表第5に定める多賀城公園野球場の使用料等の額を消費税率8%への引き上げによる転嫁後の使用料等の額に改めるものでございます。

続きまして、14ページから19ページまでの第7条の規定によります多賀城市市民会館条例の一部改正についてでございますが、大ホール、小ホール、展示室及びリハーサル室の使

用料等、設備器具使用料等並びに冷暖房費使用料等について、消費税率 8%への引き上げによる転嫁後の使用料等の額に改めるものでございます。

続いて、20 ページ、21 ページの第 8 条の規定によります多賀城市公民館条例の一部改正についてでございますが、中央公民館の使用料及び設備器具使用料につきまして、消費税率 8%への引き上げによる転嫁後の使用料の額にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、22 ページから 25 ページまでの第 9 条の規定によります多賀城市体育施設条例の一部改正についてでございますが、多賀城市総合体育館の利用料金及び冷暖房利用料金について、消費税率 8%への引き上げによる転嫁後の利用料金の額にそれぞれ改めるものでございます。

次に、大変恐れ入りますが、資料 1 の 10 ページをごらんいただきたいと思います。

附則第 1 項でございますが、この条例の施行期日を平成 26 年 4 月 1 日とするものでございます。

附則第 2 項から附則第 6 項までは、先ほど申し上げました使用料等の改定に係る税率の適用区分を定めております。ここで、恐れ入りますが、資料 2 の 6 ページをお開きいただきたいと思います。ここには附則の第 2 項から第 6 項までに規定しております適用関係を図示してございますので、これに基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

1 の下水道使用料、水道料金につきましては、これは附則の 2 項と 3 項に該当するものでございますが、下水道使用料にあつては平成 26 年 4 月の使用料算定の基準日以後に使用を開始したものについて、水道料金にあつては平成 26 年 4 月の検針日以後に使用を開始したものについて、それぞれ 8%の消費税率が適用されます。

次は、2 の消火栓料金につきましては、平成 26 年 4 月 1 日以後に消火栓を使用するものについて、当該消火栓料金に 8%の消費税率が適用されることをあらわしてございます。

続いて、3 の水道加入金、水資源開発負担金につきましては、給水装置の新設等または給水の申し込みを平成 26 年 4 月 1 日以後に行ったものについて、それぞれ 8%の消費税率が適用されることをあらわしてございます。

4 番目にあります 1 月未満の土地の使用料並びに公の施設の使用料につきましては、平成 26 年 4 月 1 日以後にその使用の許可を受けたものについて、それぞれ 8%の消費税率が

適用されることとなることをあらわしております。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

基本的に消費税引き上げには反対なわけですが、来年の4月から国が上げるということによって上げるということには反対でございます。そこでですが、上水道、下水道に係るおおよその引き上げの市民生活に対する影響額など、多分算定していらっしゃると思いますので、それぞれお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

それでは、私のほうからは上水道料金につきまして、今回5%から8%に移行する影響額につきまして回答申し上げます。

水道事業会計全体の給水収益、25年度の当初予算と比較した場合の年額の影響でございますが、水道料金については年額4,700万円ほどでございます。それから、水道加入金でございますが74万円ほど。それから、水資源開発負担金でございますが21万4,000円。合わせまして4,790万円程度の影響となっております。

○議長（板橋恵一）

下水道担当次長。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

それでは、下水道使用料金の関係について御説明いたします。

下水道使用料金につきましても、25年度の予算に対する消費税ということで回答を申し上げます。多賀城市給水分で7億15万8,000円で、それに3%ということになりますと2,100万4,000円でございます。あと、塩釜給水分5,898万円ございまして、176万9,000円、合わせますと約2,280万円ほどの消費税の増額ということになります。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

次に、5ページ、消費税転嫁の対象となる公の施設の使用料など、一部対処しなければならぬのは出てまいりました。4つの施設なんですが、これにかかわるところの影響額は算定してありますか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

教育委員会関係での影響額ということで、消費税が8%に上がることに伴う影響額について算定いたしました。市民会館につきましては、25年度の見込み額との比較で212万6,000円、中央公民館につきましては8万5,000円、それから体育施設につきましては、こちらは24年度の決算との比較になりますけれども、74万5,000円を見込んでいます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

少なくない影響が出てくると思います。こういう議案を提案するとき、こういう引き上げ、消費税で、お預かりしているものを国にそのまま入れるのだということではありますけれども、基本的に景気がよくなってから引き上げるということが最大の前提でありました。そこを景気がよくなったという判断のもとに来年の4月からの消費税増税を導入するということでは、多賀城市はそういう状況にあるんでしょうか、今。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回の消費税率の26年4月1日からの引き上げというのは、先ほど説明したとおり、25年10月1日の閣議決定において、景気が緩やかに回復しつつあると、そういった政府の判断があった。多賀城市はどうかといいますと、多賀城市も、御承知のとおり、市税関係のほうも徐々に改善の兆しがある、そういう見通しでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

そういう判断だと答えざるを得ないと思うんですが、テレビなんかでも、おせちが高級なのが頻繁に売れているとか、けさもやっていました。しかし、本当では住民の生活の実態がどこにあるのかということをしちっと判断していかないと、底辺で暮らしている人たちに大きな……、とにかく大変な生活の苦難を強いるということに思いをはせていかなければならないと思うんですが、内閣府の判断だけを信じてこういう方針になったのか、あるいは役所の中でどういう議論があったのかというあたりを私は議員として知りたいと思うんですが、何もなかったですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

当然、内部のほうでいろいろ議論はあったわけでございますけれども、一つには法律の規定に基づいて我々自治体は粛々と業務を進める、そういった必要性があるということがあります。それから、先ほど端数処理のところ、5 ページの上段にあります端数処理のところ、できるだけ個人負担にかからないような端数処理の方法を今回も踏襲したといったところもございますので、そのような判断と、それからそのような処理をさせていただいたということを御理解いただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

こういうところの努力は多少認めます。しかし、引き上げするのに一定の、市として逡巡したというところがあってもしかるべきかなというふうに思いながら、私は反対討論もするんですが、というふうな思いの中、今議論をさせていただいております。と、市長は一定の市民生活への影響を考慮して引き上げの時期を少しずらせるとか、そういうこともなさって判断したわけでございます。そういう状況をこの場でお話をしたと思います。終わります。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

資料2の5ページなんですが、4の使用料等の改正対象の対応の中で、下段に「特別な判断により改定しないもの」ということで駅前の駐輪場の使用料が挙げられています。その特別な判断の中身を丁寧に説明ください。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回の「特別な判断により改定しないもの」の一つといたしまして、駅前自転車等駐車場でございますが、これの基本となる一時使用料というのがどういうことかといいますと、自転車の1日1回当たりの使用料が50円でございます。この50円に消費税を転嫁しようと思しますと、一番上の3番の端数処理の方法、100円未満のことになりますので、50円に1.05で割り戻してやりますと結果的には使用料の転嫁をするに至らなかったということになりまして、一時使用料は50円のままということになります。ところが、定期使用料、例えば6カ月の定期使用料でございますが、これが現行では5,100円でございます。これに③の1,000円以上1万円未満のこの計算によりますと、5,200円ということになります。これは、基本となる一時使用料そのものがそのまま据え置きなのに、割り引きをするべき定期使用料のほうが上がるというのは合わないというようなことで、今回は特別な判断により、このような場合は引き上げをしないという判断をさせていただいたということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

私はまた自転車を奨励する意味で政策的な判断でそういうことをしたのかと思ったんだけど、かなり数字的な判断で踏み切ったということがわかりました。

それから、先ほど下水道については3%分というのは2,280万円だと。それから、水道については4,790万円だというお話がありました。実際の納税額はどのくらいになるんでしょうか。要するに、売り上げの消費税分から仕入れ分の消費税分を差し引いたのが実際の税務署への納税額ですね。その額というのは一体このケースではどういうふうになるんですか。

○議長（板橋恵一）

水道事業管理者。

○水道事業管理者（佐藤敏夫）

今のことについては上水道部次長のほうからお答えいたします。

○議長（板橋恵一）

上水道部次長。

○上水道部次長(兼)管理課長（阿部博光）

24 年度決算における納税額なんですが、1,850 万 6,800 円が確定額となっております。

○議長（板橋恵一）

下水道担当次長。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

済みません、計算させていただきますので、少々時間をお願いしたいと思います。

下水道の場合については、実際には使用料からいただく納税額につきましては、先ほどお話し申し上げた金額になるんですが、それに対して、今回のように復興交付金であるとか、あとは通常の社会資本総合整備交付金、そちらのほうの工事で実際には発注をして、その部分についての税のほうの差し引きをして納税するというふうになりますので、今回の場合について幾ら増額になるというのは、なかなかお答えにくいものでございます。しかしながら、実際には 25 年度の当初予算ということをベースに考えますと、その金額については 1,700 万円ほど増額というふうな、25 年度の当初予算ベースということで、再度申し上げますと、約 1,700 万円ぐらいの増額ということになります。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

それぞれ半分程度ということですね。

それから、公室長にお尋ねしますけれども、消費税アップの趣旨について、財政再建と社会保障の財源の両立のためなんだというお話がありました。これは公室長の考えというより

も政府がそういうふうにするんだということで、そういう説明ですね。実際に消費税を上げて財政再建になるのかどうかということなんです、現実の問題として。これは国にとっても自治体にとっても非常に重大な問題なんです。平成9年の年に、97年の年に橋本内閣が消費税を3%から5%にして急激に景気が悪化して、国のレベルでは14兆円の税収が落ちている。消費税の増税分も含めて14兆円も国政レベルでは税収が落ちている。多賀城市で言うと、97年度のときに83億円の市税収入があったのに、わずか6年後には73億円まで、10億円も市税収入が減ったでしょう。まず、それが事実かどうかということをお伺いします。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今藤原議員からおっしゃられたこと、おおむねそのような形だったかなというふうに考えています。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

そうすると、政府が言っていることはどうも当てにならないのではないかと。これは今回だけでなく何回も取り上げているんですけども。実際に消費税を上げて、景気が悪くなって市税収入が落ちる。今度もまた私はそうなるのではないかと。確かに消費税の交付金は3%時代5,000万円ぐらいきていたかな。5億円ぐらいになったんです。けども10億円の市税収入が減ったら、かえって多賀城市の財政にとってはマイナスになったというのがこの間の決算だったと思うんです。私は、政府がこういうふうに言っているから、それは私も知っているけれども、実態は違うのではないかとというふうな認識を持っているんですが、その辺については市長いかが御認識でしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

そこまで私も分析したことはないわけございまして、ただ消費税に関しては、社会保障という観点からしますと、私はやらざるを得ないのではないかと思います。アベノミクスがどこまで波及しているか、その効果のほどはまだまだわからないわけございましてけれども、実際、今の日本の経済自体が大分よくなっているということは事実ではないかと思いますので、社会保障が最大の危機に差しかかっているということも否めない事実でございまして、その辺を捻出すべく、消費税はしようがないなと思います。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

基本的なことをお伺いいたします。説明の中でもありましたけれども、いずれ 10%のときがやってきます。その場合に、今回の算出基準を一つの基本として算出していくんだという多賀城市の基本方針だと、そう認識してよろしいでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今議員おっしゃられたとおり、今回の算出基準が基本となると我々も考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

詳細、これを見てもみますと、文化センターなり総合体育館、いろいろありますけれども、個人使用の、文化センターはございません、その他は個人使用のチケット販売がやられており

ますけれども、今回そういうものは全然転嫁しないという方針であるというふうにこの資料から見ただけですけれども、そういう考え方でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回は個人の使用料に関しましては結論的には転嫁いたしませんでした。その端数処理の方法もまたそのような形の端数処理で、転嫁をできるだけしないような形での端数処理を今回用いているということでございますので、このあたりを御理解いただければと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

できれば、いずれ10%というのが目の前にあるわけですので、個人使用料の関係については特別措置ということで、転嫁をしないような方策をとっていくことが大事ではないかと。そうでないと施設の利用度が減ってくる。いわば、特に体育館あたりは、市民の健康保持のためにスポーツ振興という意味から言って、それに逆行する可能性がある。スポーツ振興のためにどうあるべきかという基本政策の中で個人の転嫁についてはできるだけしないようにしながら、使用日数、時間なりの拡大を図っていったら、そのことによって市民の健康を保持していくという施策が大事ではないかと思います。10%になってくるのは目の前でございます。そういう点も踏まえて基本的な考えに定着したいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

ただいまの御意見を参考に、住民に賛成いただきながら今後も考えてまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

社会保障の財源に関しては当然、負担される消費税が一番なんだというふうには思います。今回は地方消費税……

○議長（板橋恵一）

ちょっと今、時計が。

○10 番（森 長一郎議員）

もう一度申し上げます。済みませんでした。どこから。

○議長（板橋恵一）

後半のほうでいいです。

○10 番（森 長一郎議員）

地方消費税なんですけど、5%現在なんですけれども、1%でした。これが 1.7%。これは各自治体等から陳情、要望がありまして。この 7%に関して、まず満足している状況なのか、それとも不満足なのか、どのような傾向として捉えているかお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

消費税と一概に言いましても、今おっしゃるとおり、消費税法に基づく消費税と地方税法に基づく地方消費税、この2つを合わせて消費税と言われております。今御紹介のとおり、今の5%の段階では、地方消費税は5%分のうち4%が消費税で地方消費税のほうに1%。その分をそれぞれ県と市町村の部分で2分の1ずつという形になっています。今回8%になることによって、地方消費税が今度は1.7%になるということになります。そうしますと、市町村のほうにはその半分になりますから0.85%、今まで0.5だったものが0.85%分が来ます。現在、多賀城市、決算ベースで申し上げますと、平成19年度から平成24年度までは5億5,000万円前後の地方消費税交付金という形で交付されておりました。このままの計算をしますと、8億円を超えるぐらいの地方消費税交付金がある可能性がある。ただ、具体的に景気がどういうふうになるかによって、消費税がどこまで伸びるかによって変わってきますが、理論上はそのような形になります。これが多いか少ないかという部分は、地方のほうとしては、いただければさらにいただきたいという気はありますけれども、法律上はこのような形になっていて、今は客観的に大体このような見通しかないと、そういう捉え方をさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

森議員。

○10番（森 長一郎議員）

多分、そこまで詳しくわかっている市民はなかなか少ないと思うんです。いきなり消費税が上がって、全てに負担がふえる。確かに負担はふえるんですが、それがぐるりと回って市民のため、県民のため、国民のために使われるんだと。中福祉低負担から中福祉中負担へと移行するというような内容だと理解をしているところなんです。

一つは、なぜ今の段階なのかというふうの一つ一つ確認作業、これ最後に確認だけしたいんですが、特定事業に関しては速やかな対応をしてくださいという財務省からの、今回増税だと思うんですけれども、その理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

今回の消費税の増税に伴って地方のほうで頑張っていたきたいという部分の具体的な特定事業の部分は、まだ私のほうではキャッチしていません。ただ、地方消費税交付金、これについては相当……、ちょっと今ど忘れしたんですが、ある程度のパーセントは社会福祉関連のほうに使いなさいと、そういうふうなことはございますので、当然、今現在、我が市においても社会保障関連の経費は非常に増大しておりますので、そのあたりに有効に使わせていただきたいというふうには考えてございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

終わろうと思ったんですが、先ほどの市長の藤原議員に対する答弁をお聞きいたしまして、さらに少しお話や認識を、市長の考え方をお聞きしたい思いました、改めて。

市長は、各家庭の水道の利用料金というか利用の実態をきちんと把握しましたでしょうか、今度の値上げに関して。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

正直言って、そこまではやっていません。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

私、事前にちょっと伺ったんです。そうしたら、13ミリで4人家族で10トンで月54円、年間648円、それから20ミリで同じく10トンで82円、984円の金額ですというお答えでした。これは、その中でぎりぎり使うという話ですね。それをぎりぎりそこで

さめていく家庭というのは、なかなか難しいんです。赤ちゃんがいれば洗濯の回数はふえるし、お年寄りがいれば、そういうこと。1人か2人ぐらいだったら節約して何とか影響が少なくてというような生活もできますけれども、そういう状況の中で最小限の影響で抑えられるという家庭は本当に少ないと思います。そういう中で引き上げの議論をするときには、きちんと市民の実態を調べながら議論を何回も重ねて、それで苦渋の選択だというようなところで提案をしていくというのが筋だと思うんですが、市長の態度として、これは国で決めたんだから、景気も上がってそうだからというようなことでは、とても私は説明できませんよ、市民に対して。もう一回、言い方、何とかならないんですか。とりあえず引き上げることに對して、多分議会は通るでしょう、そういう中で、このぐらい私たちは苦労したんだというあたりをきちんと言葉で表現するべきだと思うんですけども。

○議長（板橋惠一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

そういう言い方をされるとなかなか答えにくいわけでごさいます。ただ、社会保障がままならないという現状は誰も思っていることで、これは本当に、例えば生活保護とか、それに近い家庭の方々にとっては大変重いものであると思いますけれども、そのことも政府のほうで考えていただくということは言われているわけでごさいます、何らかのそういう方々に対して手当てをするという、たしか安倍総理がそんな発言をされていたようなことを私もわかっているわけでごさいます、ある程度、そういう方々に対してはそれなりの温かい政府の方針をぜひお願いしたいということで、そういうことであればしょうがないのではないかなというふうに私は思っているわけでごさいます。

○議長（板橋惠一）

佐藤議員。

○9番（佐藤惠子議員）

私先ほども言いましたけれども、アベノミクスがどの程度波及してどういう効果をあらわしているかということが今検証されています。だんだんアベノミクスも言えなくなりまして、安倍さんは。そういう意味では、多賀城の市民がどういう生活をして、そして、国のそういう政治から住民を守るのかということを常に市長には頭に入れていただいて、そ

して施策をしていただく、そういう発言をしていただくということが住民の背中を押すということにもなると思うんです。そのことをどうぞこれからもつかんで放さないようお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

私もやめようかと思ったんですけども。市長にちょっと一言、聞かせていただきたいと思
います。

消費税が 3%から 5%に上がって、消費税分の交付分が 5 億円近くふえた。だけれども、
6 年ぐらいの間に市税収入が 83 億円から 73 億円に 10 億円減った。それは市長公室長
も認めました。市長は、よくわからない、そこまでは分析していない、だけれども消費税は
必要だと、そういう話なんです。余りにもさらりと言い過ぎているのではないか。さらり
というのか、しゃあしゃあというのか。そこら辺のことはよくわからないので、まずはよくつ
かんで考えたいぐらい、なぜ言えないのか。

これは、私、財政担当から資料をもらっているんです。これは公表して構わないですねと聞
いて、構わないと言うので、多賀城民報でもそのままそのデータを発表したりもしています。
私は、多賀城市政全体を預かる市長だったら、多賀城の全体の財政はどういうふうになっ
ているのかということに関心を払うのは当然じゃないかと思うんだけど、わからないけ
れども消費税は必要なんだというのは無関心なんじゃないかと思ったんですけども、そ
の点について再度答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

失礼いたしました。よくよく研究してみたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。9番佐藤恵子議員。登壇願います。

(9番 佐藤恵子議員登壇)

○9番(佐藤恵子議員)

日本共産党多賀城市議団を代表して、議案第85号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について、反対の討論を行います。

まず第1に、消費税の引き上げについてですが、民主党野田政権の末期に自民、公明、民主の3党で密室協議を繰り返し、昨年8月10日に参議院で可決されました。それまで民主党は消費税引き上げを公約に掲げておらず、公約破りの引き上げでありました。

第2に、その消費税引き上げ法案は経済状況の好転が条件となっておりました。しかし、本年10月1日、安倍政権はあえて来年4月よりの8%への引き上げ、再来年10月からの10%への引き上げを閣議決定いたしました。問題は、消費税引き上げの条件となっている景気が好転しているのかどうかということでございます。内閣府は12月9日、7月～9月期の国内総生産改定値を発表いたしました。これによりますと、プラス成長は4四半期連続でしたが、4月～6月期から大きく増加し、夏以降の景気減速が改めて確認されました。この最大の要因は、7月～9月期の雇用者報酬が前期比0.6%減となるなど、国民の所得が大きく落ち込んでいることにあります。ここで今、庶民の暮らしを直撃する消費税増税を強行するならば、景気はますます減速することは明らかであります。そのことは政府自身もわかっているようでございまして、12月5日、臨時閣議で5.5兆円の景気対策を決定いたしました。しかし、8兆円の増税をやって5.5兆円もの景気対策をするなど愚かなことだと考えます。それほど景気後退を心配するならば、消費税を上げるべきではありません。消

費税を上げないことが一番の景気対策ではないでしょうか。

しかも、政府の景気対策なるものは、大企業支援のオンパレードでございます。とりわけ許しがたいのは、3年間に限定した復興特別法人税の増税を1年前倒して廃止し、8,000億円もの減税を行うこととあります。そもそも、復興のための住民税の増税は10年間、所得税は25年間でありまして、3年間という設定自体が極めて不当なものでありました。それさえも短くし2年にするというわけとありますから、これは消費税の引き上げとともに二重の意味で東北復興の妨げになるものでございます。安倍政権に強く抗議をするものでございます。

第3に、そういう中での市の対応の問題です。市長は、下水道使用料、水道料金のほか社会教育施設の使用料等につき3%分を転嫁することにし、本条例を提案しているわけでございます。とりわけ市民に大きな影響を与えるのは水道、下水道の料金でありまして、質疑で明らかになりました水道料金の消費税アップ分が約4,700万円、下水道使用料のアップ分が2,280万円、合わせて6,980万円の負担となります。特に申し上げたいのは水道料金の問題です。議案第96号として補正予算が計上されておりますが、平成25年度の黒字額は2億円を超過する見込みでございます。そういう点では、一旦3%分を下げた基本料金を設定し、3%分を上げるというような配慮があってもよかったですのではないかと考えます。

以上、消費税引き上げと大企業支援に偏った景気対策の問題、そして市の対応の問題に触れまして、議案第85号への反対の討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。7番金野次男議員の登壇を許します。

（7番 金野次男議員登壇）

○7番（金野次男議員）

自民会派を代表して、議案第85号 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整理に関する条例について、賛成の討論をいたします。

社会保障と税の一体改革関連8つの法案が昨年8月、国会において成立、可決しました。また、政府は法律に基づき、平成26年4月1日から消費税率5%から8%引き上げを決定し、さらに平成27年度10月には消費税率を10%予定されています。今回の改正は平

成 3 年の 3%、平成 9 年の 5%、平成 26 年の 8%へと、それぞれ 1.03、1.05、1.08 と自治法に基づく地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理を行ったものであります。

本定例会で私は議案が提出されたことは、市民にも余裕がある。なぜかという、消費税率を 5%から 8%、・・・3%の値上げでもしっかりと市民へ時間をかけて説明、広報、周知徹底するべきと思うからでございます。対象となる下水道、水道使用料等は根拠条例に基づいて行われ、特に指定管理施設の取り扱いでは公の施設の管理を指定管理者に委託し、その利用料金で運用するためにも上限料金等を早期に提示したのは、私は適切だと思います。

よって、本議案第 85 号は、少子高齢化が一層本格化する中、厳しい財政状況のもとで社会保障の財政を安定的に確保し、将来にわたって持続可能な制度を維持、強化していく国の税制度にのっとった必要最小限の改正であることを強く申し述べて、賛成討論といたします。終わります。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 85 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（板橋恵一）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 30 分といたします。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 30 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。（「議長」の声あり）7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

先ほど私、賛成討論で「・・・」と言った言葉を削除をお願いしたいと思います。済みませんでした。

日程第 6 議案第 86 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（板橋恵一）

日程第 6、議案第 86 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 86 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。これは

市営住宅の管理について、公営住宅法第 47 条の規定に基づく宮城県住宅供給公社による管理の導入、配偶者暴力防止等法の改正に伴う入居者の資格の見直し等を行うため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 86 号 多賀城市営住宅条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

今回の改正の主な内容といたしましては、1 点目が市営住宅について公営住宅法第 47 条の規定に基づく宮城県住宅供給公社による管理を導入すること、2 点目が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴う入居者資格を拡大することでございます。

1 点目の市営住宅の管理代行制度導入について説明させていただきます。

資料 2 の議案関係資料 26 ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、1 の要旨でございますが、公営住宅法第 47 条に定める管理代行制度を導入し、災害公営住宅を含む市営住宅の管理を宮城県住宅供給公社、以下「公社」と言いますが、に代行させるものでございます。公の施設を設置者以外に管理させる場合、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度の活用が一般的でございますが、公営住宅の場合は地方公共団体または地方公共団体が設立した地方住宅供給公社による管理代行が認められております。

次に、2 の目的でございます。管理の効率化と入居募集情報の一元的提供によるサービス向上を図るものでございます。公社は、県営住宅 9,252 戸を含む県内で約 1 万 4,000 戸の賃貸住宅の管理を行っている住宅管理の専門機関であります。市営住宅の管理にこの経験やノウハウを導入し、入居者サービスの向上を図るとともにスケールメリット、いわゆる規模の効率性ですが、スケールメリットによる管理経費の削減を図るものでございます。また、

県営住宅を含めた公営住宅情報の一元化を図るとともに、入居者募集や決定を一体的に行うことにより入居サービスの向上を図ります。

3 の管理代行の範囲でございますが、公営住宅法第 3 条の規定による市営住宅の管理に関する事務とされております。なお、家賃の徴収等に関する事務については管理代行の範囲には入りませんが、地方自治法施行令第 158 条の規定により徴収または収納事務の委託を行うことができることとされておりますことから、管理代行をする公社へ徴収事務の委託を行うことでより一体的な管理を行います。

次に、27 ページをごらんください。

4 の公社の動向等についてでございますが、震災による災害公営住宅の整備により宮城県内の市町村営住宅の戸数が飛躍的に増加することを受けまして、規模の効率性と被災地支援のため、平成 24 年秋、昨年の秋に市町村営住宅の管理代行の受託を公社が表明しました。これを受けて、仙台市を除く 11 市中 8 市の管理代行を検討しております。

5 の管理経費の縮減についてでございます。平成 26 年度の試算ですが、市直営の場合は 4,008 万 9,000 円、管理代行の場合は 3,465 万 6,000 円ということで、比較増減では 543 万 3,000 円の減額を見込んでおります。これは、公社の管理戸数等のスケールメリットによる人件費等の抑制が反映されたものと考えております。

次に、6 のスケジュールですが、平成 26 年、来年 1 月ごろに公社からの管理代行の同意申請及び本市においてその承認を行いまして、2 月には入居者説明会を、3 月には公社と協定の締結、広告を行い、平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの 3 年間、既存の市営住宅 317 戸の管理代行を行いたいと考えております。その後、桜木、新田、鶴ヶ谷、宮内と災害公営住宅が完成予定ですので、随時追加してまいりたいと考えてございます。

次のページをお開きください。

28 ページと 29 ページには管理代行と指定管理者の制度比較の表を掲載しております。管理代行のほうが指定管理者よりも多くの業務ができることとされておりますので、ごらんいただければと思います。入居者募集事務のほか、小破修繕や退居修繕の立ち会いなども公社で行います。市では、家賃決定や明け渡し訴訟等の業務が引き続き残ることになります。

それでは、30 ページをお開きいただきたいと思います。

先ほど 27 ページの 5 で説明いたしました管理経費の比較の詳細でございます。これは管理代行への移行に係る必要経費の比較表でございますので、ごらんいただきたいと思えます。平成 26 年 4 月から既存の市営住宅を管理代行に移行した場合を想定しておりますが、先ほど申しましたが、右下の比較増減額で 543 万 3,000 円の減額を見込んでおります。

ここで、今回の条例改正とは直接関係ございませんが、管理代行制度の導入によって公社が入居者募集等の事務を行うこととなりますが、これに合わせて来年度から募集の方法についても県営住宅と同様に変更する予定でございますので、これまでの募集方法との違いについて、ここで説明させていただきます。

これまでの本市の入居者募集は、市営住宅のあきがない状態が続いているため、年 1 回の事前登録制による入居者補欠募集という形で行ってまいりました。しかし、年 1 回の申し込み終了後は次の年度まで申し込みができないことや、申し込み時点で選べるのは地区のみで、どの部屋があくのかかわからないということで、その階や間取りを選ぶことはできませんでした。また、入居補欠者となり期待して待っていても、部屋があかずに年度内に入居できないケースが多いのが実態でございました。

そこで、平成 26 年度からは県営住宅と同じ方法、つまりあきが発生した時点で、そのあき部屋について入居者募集を行うというものでございます。募集時期は原則として 6 月、9 月、12 月、3 月の年 4 回、県営住宅と同時期を予定してございます。あきが発生しなかった際は募集なしとなります。

募集に当たっては、広報たがじょうなどでお知らせする予定でございます。また、申込書は公社へ郵送という形になりますが、その後、公開抽せんを行い、入居予定者と間取りごとの入居補欠者を決定するという形になります。

入居補欠者については、取り扱いが変わります。例えば、6 月の募集の際に浮島の 2DK タイプを申し込んだ場合で抽せん落ちてしまった場合、浮島の 2DK タイプの入居補欠者として順位がつきますが、その効力は今回の 6 月募集だけに限るという形になります。したがって、次の 9 月募集があった場合は、9 月募集で募集しているものの中から選んで、再度申し込む必要があるという形になります。

また、公社が徴収事務を行うことになるため、家賃等の納入場所については、多賀城市の指定金融機関、収納代理金融機関、コンビニエンスストア、公社窓口、これは県庁の北側にございますが公社の窓口となり、多賀城市役所窓口での取り扱いはなくなるという形になり

ます。

それでは、資料に戻りたいと思います。議案資料の 31 ページをごらんいただきたいと思
います。資料 2 の 31 ページでございます。

新旧対照表でございますが、この資料に基づきまして改正内容を御説明いたします。

初めに、第 6 条第 1 項のアンダーラインの部分でございますが、これは福島復興再生特別
措置法の改正に伴い引用条文に条ずれが生じたので、これに対応するものでございま
す。

次に、このページの一番下から次の 32 ページにかけてのアンダーラインの部分ですが、第
6 条第 3 項第 8 号でございます。これは今回の改正の主な内容の 2 点目でございます配偶
者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律が本年 7 月 3 日
に交付され、来年の 1 月 3 日に施行されることになりました。これに伴いまして、配偶者
間の暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆる DV 法と言いますが、の適用対
象が、配偶者からの暴力及びその暴力を受けた者に加え、生活の根拠をともにする交際をす
る関係にある相手からの暴力及びその暴力を受けた者にも拡大することになったため、当
該対象者についても従前のいわゆる DV 被害者に準ずるものとして扱うということが可能
になったということでございます。

また、この適用対象の拡大に伴い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
の題名の改正がございまして、「保護」の次に「等」が入りまして、配偶者からの暴力の防
止及び被害者の保護等に関する法律となりまして、「保護」の後に「等」が入るということ
になります。多賀城市営住宅条例においても、当該 DV 対策については居住の安定を図る
必要があるものとして単身世帯での入居を認めるということでございます。

今般の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の適用対象の拡大により適
用対象として追加された者についても、居住の安定を図る必要があるものとして、多賀城市
営住宅条例の適用対象とすべきものであると考えられるため、32 ページの 4 行目の「被害
者で」となっていますが、右側の旧の条文では「被害者で」を「被害者又は配偶者暴力防止
等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で」というふうに改め
ます。同号 8、ア及びイについても「配偶者暴力防止等法の第 28 条の 2 において準用す
る場合を含む」という文言を加えるものでございます。

次に、第 7 条から第 10 条までにつきましては、主として管理代行移行後、先ほど説明い

たしました入居者募集に関し、公社が現在管理している県営住宅の変更ができるだけ生じないように、「入居決定者」とあるものを「入居予定者」とするなど、県営住宅条例と同様に文言の整理等を行うことに伴う改正でございます。

同じ32ページの第7条の第2項につきましては、入居申込者の数が募集戸数を超えない場合には、入居申込者を入居予定者として決定するものという規定でございます。

続く第3項は、その規定の整理により、第9条の2第2項に移動するという形になります。

次の第8条の見出しにつきましては、「入居者」を「入居予定者」とするものでございまして、県営住宅法の表現と合わせる文言の整理でございます。

第8条1項につきましては、「入居者として選考する」を「入居予定者候補として決定する」とする文言の整理でございます。

次の33ページでございます。左の新しいほうの第2項につきましては、入居予定者候補の数が募集戸数を超えない場合、入居予定者候補を入居予定者として決定するものであります。入居予定者の数が入居戸数に達しない場合は、前項の入居予定者候補に該当しない者のうちから公開抽せん等により追加して決定することについての規定を追加するものでございます。

次の第3項につきましては、第1項と同様の文言の整理でございます。

続きまして、第4項につきましては、文言の整理に加え、同項各号に該当する住宅困窮者のうち20歳未満の子を扶養している寡婦等で、速やかに入居することを必要としている者などについて別段の取り扱いをすることができるものとするものでございます。この取り扱いについては、該当者に対し公開抽せんにおける当選倍率の優遇措置を行うことを予定してございます。

第9条第1項及び第2項につきましては、県営住宅条例の表現に合わせて「入居者を選考する」を「入居予定者を決定する」、あるいは「入居決定者」を「入居予定者」という変更、さらに「定める」を「決定する」に改めるなどの文言の整理を行うものでございます。

次のページ、34ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 項は、入居補欠者としての資格を市長が別に定める日までとするものでございます。これにつきましては、年度ごとにそれぞれの募集時期に対応した日を定める予定でございます。

次の第 4 項につきましては、前条第 3 項を前条第 4 項とする項の追加によるずれに対応するほか、引用条項が削られたこと及び文言の整理を行うものでございます。

次の第 9 条の 2 は、決定の通知等についての規定を一つの条にまとめて整理したものでございます。

次の第 10 条につきましては、各項において「入居決定者」としていたものを「入居予定者」といった県営住宅条例での表現の整合性をとるために文言の整理を行うものでございます。

次、35 ページ、第 34 条につきましては、収入状況の報告の請求等についての規定でございますが、公社で高額所得者に対する明け渡しの請求や収入超過者に対するほかの適当な住宅のあっせん等を行う場合に使用することも想定されるため、対応する文言を追加するものでございます。

次、第 56 条の 2 につきましては、さきに御説明いたしました公営住宅法第 47 条第 1 項の規定により、宮城県住宅供給公社に管理代行させることができる旨の規定を追加するものでございます。なお、この場合において、この条例の規定の適用に関し必要な技術的な読みかえについては附則で定めることとするものでございます。

なお、この附則において定めるものについては、これまで「市長」とあったものを「宮城県住宅供給公社の理事長」と読みかえることなどを定めるものとして所要の改正を予定してございます。

次に、36 ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。附則第 4 項の規定による改正でございますが、多賀城市個人情報保護条例の一部改正でございます。これは管理代行者に係る規定を追加し、管理代行者が本市の個人情報保護条例の適用を受けることとするものでございます。

次に、37 ページ右側でございますが、これについても附則第 5 項の規定による改正でございますが、多賀城市情報公開条例の一部改正でございます。これについても、管理代行者に

係る規定を追加し、管理代行者が本市の情報公開条例の適用を受けることとするものでございます。

それでは、最後に資料 1 の 17 ページをお開きいただきたいと思います。

附則でございます。第 1 項は施行期日でございます。この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものでございます。ただし、第 6 条第 1 項の改正規定であります福島復興再生特別措置法の改正に伴うもの及び附則第 3 項の準備行為に係る規定については交付の日から、第 6 条第 3 項の改正規定であります配偶者暴力防止等法の改正に伴うものについては当該法律の施行日である平成 26 年 1 月 3 日から施行するものでございます。

次の附則第 2 項は、経過措置でございます。この条例の規定による改正前の多賀城市営住宅条例第 9 条の規定による入居補欠者の決定は、この条例の施行の日にその効力を失うものであります。

次の次になりますが、附則第 4 項多賀城市個人情報保護条例の一部改正及び、次のページの第 5 項多賀城市情報公開条例の一部改正につきましては、先ほど新旧対照表で御説明しましたとおりでございます。

なお、今回、一般会計補正予算におきまして管理代行に係る債務負担行為を計上しておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

DV の扱いの範囲が広がったということでは利用者にとってよかったかなと思うんですが、現状の DV の扱いというのはどのようになっているかを教えてください。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

法律を改正する前は配偶者のみからの暴力ということで、今回はともに生活をしている方もその対象に拡大することになりますので、そういう内容でございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

わかります。今 DV に遭っているような方たちが市営住宅にいたときはどういった対応をしていたのかということが私もよくわかりませんでしたので、教えていただければと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

現段階で DV 被害者の入居はございません。ございませんので、もしそういうことがあれば、婦人相談所でありますとか、あるいは裁判所の保護命令等の証明をもって優先的に入居する、その対象が格上げになったということでございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

市営アパートではないということで、今までなかったということで、よかったなと思います。県営住宅のところでは多少見聞きしたりしていたものですから、そういう心配をお聞きし

ました。

もう一つなんですが、料金を市役所窓口で支払えないというのはちょっとなあと思うんですが、これは何とかならないものですか。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

市営住宅の家賃の料金についてであります。先ほど建設部長が御説明したとおりでございます。現在県の住宅供給公社と、金融機関の範囲は拡大するように努めておりますが、多賀城市の市役所窓口での公金としては、公社の料金でございますことから、受け入れすることができないということになっております。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

管理するのは公社なんです。実際に使っている方たちの意識は多賀城市営住宅だという思いで入っているという点で言えば、県まで行って払わなければならないという人がどのくらいいるのかわかりませんが、市役所の窓口で対応できることにするほうが便利だし、より理解もできると思いますので、市役所の窓口でも支払うことができるよう便宜をきちんと図るような仕組みをつくっていくことが大事だと思うんですけれども、どうでしょう。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

このことにつきましては、市役所の市営住宅の現時点での直近での毎月の収納状況につきまして把握しておりますことから、そのことにつきましては収納課長のほうからお答え申

上げます。

○議長（板橋恵一）

収納課長。

○収納課長（木村 修）

市役所の窓口で納入というお話ですけれども、今回業務を委託することに伴いまして納付書等の発行自体から公社の理事長名で出すような形になりますので、今の県営住宅と同様の取り扱い、収納のルートという形に現在なる予定でございます。今般、コンビニについても利用できるよということに現在協議を進めておりまして、現在、御近所のコンビニ等からも納入できるような体制を確保してまいりたいと思っておりますので、そういった点で御了解いただければと思っております。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9番（佐藤恵子議員）

コンビニでも払えるし銀行でも払えると。市営住宅の家賃を市役所で払えないというのは、どうも理解できません。これはやっぱり市役所できちんと払うことができるように仕組みを整えていくべきだと思います。努力をしていただきたいと思います。よろしく願います。

それから、もう一つ、資料の33ページなんですが、生活困窮者においては順位を何とか優遇できるようなアドバンテージをやる、そういうようなお話でございました。私、済みません、不明にもそういうことがあるということをよくわからなかったんですけども、市民の間でどのぐらいこのことが知られているかということが疑問なんです、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(永沢正輝)

多賀城市営住宅の入居に関して、入居のお申し込みにおいでになる方にはポイント制度については詳しく御説明させていただいておりますので、入居希望者の方は御存じというふうに理解しております。県営住宅の申し込みも用紙の配布は市のほうでやっておりますので、その説明も差し上げております。ですから、希望者は御存じというふうに理解しております。

○議長(板橋恵一)

佐藤議員。

○9番(佐藤恵子議員)

窓口に来た方は知っている。でも、市営住宅に入るにしたらって敷金がかかるとか、さまざまあるわけです。それに準備をするということで、家賃の問題とか含めて、家賃が市営住宅なんかだと安くなるし、入りたいんだけども、いろいろな準備やらなんやらで、本当に入れるかどうかということも含めて不安だという方は、窓口で相談に来ない人も含めて、市民にきちんとわかるように、困窮者の方にわかるような説明が必要なのではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長(板橋恵一)

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(永沢正輝)

参考までに、市営住宅の補欠募集の際は100名近い方々がおいでになりますので、我々の理解は、入居希望のある方はおいでいただけたらと思っておりますけれども、今の議員の御指摘で、広報かなんかを使ってPRできるかどうか、ちょっと検討させていただきたいと思えます。(「お願いします」の声あり)

○議長(板橋恵一)

16番昌浦泰己議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

資料 2 の 27 ページで、建設部長が管理経費の比較ということで、26 年度試算で 543 万 3,000 円減になる、これは主に人件費の抑制であるというふうに御説明いただいたんですが、実は同じ資料 2 の 30 ページ、詳細にちょっと表を検討しましたら、管理代行したにもかかわらず市職員人件費、都市計画課 0.5 名、400 万円という数字が出ているんです。これって一体どういうことなのか。人件費の抑制でやって、ある程度、ほとんどの業務ですか、公社のほうに移行しているのに、なぜここに市職員の人件費が管理代行の部分の欄に出てくるのか理解できないので、説明いただければと思います。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

議員御指摘のとおり、きれいさっぱりゼロというのが理想的なのかもしれませんが、管理代行者とは協定ですとか連絡調整ですとか、一定の業務は残るんだろうというふうには理解しております。それで、現段階では 0.5 人という担当職員を計上させていただいて、こういうことでございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

私は、とにかくこれ全ての管理経費だと思っているんです。公社に職員が勤めているわけでもないんだから、ここの 400 万円は要らないんじゃないのかなという素朴な疑問を持ったので私は御説明いただいているんです。金額的には大したことはないんですけども、9 番の参考図書及び追録代 4 万 1,000 円とか、そのまま載っているんです。これ、管理代行を委託しても、市のほうがこのくらいかかるんだという意味なんですか。この点をきちんと確認しておきたいんです。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(永沢正輝)

今、コストの比較の表でありまして、ちょっと誤解いただくこともあるかもしれませんが、現実に公社のほうで負担する分が右側の管理代行の公という印をつけた箇所がありますが、これが公社のほうのコストになります。したがって、それ以外の分については今後とも市のコストとして残ると、このようにごらんいただければよろしいと思います。

○議長(板橋恵一)

昌浦議員。

○16番(昌浦泰巳議員)

わかりました。ちょっとここのところだね。下のほうを見れば大体わかるんでしょうけれども。公と書かれている部分だけは公社のほう、そしてそのほかのものが全て市のものだというふうに読んで理解すればいいということですね。わかりました。

それから、一つ言えることは、委託料で474万3,000円となっているんです。施設維持管理。これは丸々公社のほうに市が支払って、それで施設の維持管理業務をやっていただくということだと理解しているんですけども、それでよろしいのかということと、もう一つ、新たに管理連絡員等手当というのが公社のほうで、前、多賀城市のほうは住宅管理人等報償金だけだったのが、新たに管理連絡員等手当が新設されている。この辺、どういうふうに制度が違うのか、26年度以降は。その辺、詳細に説明いただきます。

○議長(板橋恵一)

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長(永沢正輝)

維持管理の業務委託料と維持管理の修繕料につきましては、公社のほうの業務になります。ただし、この金額につきましては、平成25年度の予算ベースで、こちらのほうから公社のほうにお話をした金額を計上しておりますので、この辺は債務負担行為の金額の参考としてごらんいただければなと思っております。

それから、管理連絡員が今回の公社管理代行の一つのポイントになるんですけども、今までですと自治会長というのを選んでいただきまして、自治会長と都市計画課との連絡調整があったんですが、今回はそれをもう少し発展して管理連絡員というのを、これは県営住宅に必ず置くんだそうですけれども、それを任命させていただいて、今よりも少し高額な報酬をお出しして業務をやってもらう、こういう内容です。

具体的内容、公社と入居者とのいろいろなトラブルの連絡調整もありますし、それから同居親族の変更とか、結婚した、生まれた、亡くなった、そういうのに必ず届け出の用紙がございます。この用紙を管理連絡員のお宅に備えつけておいて、入居者の方が必要な場合はそこにとりに行く、そういう利便性を図るための制度と、こういうふうになっております。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

わかりました。おおむねわかったんですけども、各住宅と言ったらいいかな、ユニットと言ったらいいか、一つの住宅ですね、そこに連絡員さんは1人なんですか、それとも2人なんですか。そういうことも周知すべきだと思うんです。説明会などでも言ってもらいたいんですけども、今私理解するのに、何人配置するのか。大きい団地は2人なのか3人なのかも含めて詳細に説明いただきます。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

1団地にお一人ということでございますので、今7団地ありますから7人をお願いする、こういうことです。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

管理代行制度を導入すると、今まだ入居したいけれどもなかなか入居できなかった方々が、募集期間が年 1 回だったのが 4 回になって、空室が出たらその都度年に 4 回できて、これは県のほうで今やっているスタイルで、多賀城市が今までとっていたスタイルとはちょっと違うということで、実際に入りやすくなる部分というのもあるということで理解しているのか、まず 1 点。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今まで年に 1 回でした。年に 1 回で、部長が説明したとおり、間取りも回数も全くわからない状況の中での募集で補欠者を決定し、なおかつ 1 年間は補欠の状態になるわけです。それでだめな場合もいっぱいある。今回、県の県営住宅に倣うんですけども、県営住宅の場合ですと、あいているお部屋を全部お示しするんです。間取りですとか、もちろん場所、階数。補欠という考え方はとりません。ですから、あいている分についてお示しをして募集をして申し込みいただくということになりますので、入居しやすい、あるいは募集しやすいということよりも、希望者にとってはわかりやすい制度になるのではないかと考えております。

○議長（板橋恵一）

深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

わかりました。

あと、もう一点、27 ページで、今、既存の市営住宅 317 戸で管理代行を開始する。その後、災害公営住宅も追加して行って、全部で 849 戸が公営住宅の中でいくんですけども、いろいろ調べたんですけども、災害公営住宅じゃなくて市営住宅の適正数というか、この市において、各自治体において適正数というところが、849 というものを市営住宅として

これから、数年たったら災害公営住宅でなく普通に戻ったときに、この849という数字が妥当なのか。震災がなければ、317というところが多賀城市で必要な戸数だろうということで整備してやっていた数字のベースなのかなと思うんですけども、そこを踏まえて、この震災があって、災害公営住宅ふやして全部で849戸という数字、これを維持していくという数字なのか。年数的に古くなっているようなところの、実際に管理していく中でそういうものの取り壊し等も含めて、新しい災害公営住宅に入居している方々、10年で通常に戻るというところに来たときに、そういったところはどういうふうに考えていくのかというところを説明をお願いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

以前に市営住宅の長寿命化計画ということで御説明させていただいた機会がございましたけれども、震災後でまた今見直しの作業をしなければならない状態ですが、その時点では、そのときも説明しましたとおり、補欠者が毎年100人近く、80人、90人、年によって違いますけれども、100名近い方が補欠ということで待っている状態がございましたので、317戸プラス100ぐらいの、つまり400を超える市営住宅の戸数は必要だろうというふうに将来的に考えておりました。それに基づいて長寿命化計画というものを策定しております。その後、震災によって災害公営住宅を532をつくると、今おっしゃったとおり、800を超える市営住宅が完成するわけでございます。したがって、この災害公営住宅が最初に完成する桜木とか新田、鶴ヶ谷と順を追って完成していくんですが、その時点ではもう最初につくった大代の市営住宅とか古いものについては廃止する時期に来ています。廃止するかどうかは別にして、廃止できる時期に差しかかります。したがって、古いものから順に移行してもらおうという形をとらざるを得ないかなということで、最終的には災害公営住宅プラス今の市営住宅の一部が残った形で、何とか需要に賄うような形で戸数を残していくという形に順次になっていくのではないかというふうに考えております。いずれにしても、それも含めて新たな長寿命化計画の見直し作業をやっておりますので、それに基づいてまた検証していきたいと考えております。

○議長（板橋恵一）

深谷議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

わかりました。補欠の方々も含めての数字ということ、長寿命化していったということ。そういうプランを、住宅マスタープランみたいなので市で必要なものをそういうふうに計画的にやっていくというところ、今部長がおっしゃった壊す壊さないという話ではなくて、そういう時期に来ているという部分もきちんと形づけていくところも必要かなと思います。別にマスタープランをつくれということではなくてですね。そういった計画ができ上がった段階で我々の声も聞きながらつくっていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。以上です。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

市の業務を業務委託をする際に、従来我々としては、業務委託をする際の 4 基準を提起してまいりました。1 つは、住民サービスが低下しないこと。2 つ目は、市民負担がふえないかどうか。3 つ目は、市の支出がふえないかどうか。4 つ目は、市民の意見が反映される仕組みが引き続き維持されるかどうか。この 4 基準を我々としては提起してまいりました。そういう点から見ると、住民サービスということが若干気になりまして、一つは入居基準の問題なんです、多賀城市の入居は、家族構成とか、所得とか、今住んでいる住宅の状況とか、そういうことをポイントにして点数制で高い人から入れるということですね。これは適切に管理すると非常に私は合理的な入居基準だと思って、私は県の公社が必ずしもそういう基準でやっていないのではないかと思うんですが、これが引き続き維持されるのかどうかということなんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

ポイント制ではなくなります。住宅困窮の程度を配慮する方法については同じですけれども、県営住宅のほうは、抽せん機でもって希望者に番号を付与して、抽せん番号の当選、落選を決めるんですけれども、その際に、多賀城市でポイントの高い方々にはもう一枚の番

号をお渡しする、つまり当選確率が倍になるということになりますね、そういう方法をとっています。それから、応募回数が10回以上を超えますと、もう一枚の番号ということで、この方は3倍の当選確率になるわけです。したがって、そういう方法でもって優先といいますか当選の確率を高くする方法をとっていると。市営住宅についても同様の方法に今後はなるということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

10回以上申し込んだ人についてはわかったんですが、前段の説明が何かよくわからなかったんですが。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

多賀城市のポイント制は、例えば立ち退き要求の有無ですとか、現住所からの通勤時間ですとか、今の家賃の月収所得の割合とか、そういうものを点数化して、点数の高い人から順番に補欠の順番を上げるという方法です。県営住宅の2倍になる要件についてはほぼ同じなんですけれども、身体障害者の有無ですとか、未就学児童がいるかいないか、高齢者の人数、そういう方がおいでになればもう一枚番号をお渡しして、つまり当選確率が2倍になるという方法ですね。ですから、優先的に入れるということにはなりませんけれども、入れる確率は高くなる、こういう方法をとるということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

ポイント制とは言いがたいけれども、一定、そういうふうな条件については配慮される仕組

みにはなっているというふうに理解していいんですかね。

それから、もう一つ懸念するのは、遠ざからないか。住民から見ても遠ざからないかという懸念なんです。今までは市役所に来ていろいろ手続をしたり、書類を出せばよかったということですけども、住民からどうも遠ざかった感じにならないかというのがちょっと懸念するんです。そういう事実はあるのかないのか。あるとしても、こういうメリットがあるのだったら、もう一度強調していただきたいんですが。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

管理代行しても、市の公の施設であることには変わりませんので、なおかつ入居者は多賀城の市民ですから、その意味では今後とも必要な相談等には対応していく必要があると思っております。

それから、入居の募集の案内なんかも市の窓口でやりますので、それほど遠ざかるということにはならないのではないかなと、そんな印象を持っております。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

2 点あるんですが、ただいまの藤原議員の質疑がありました。大変重要な質疑でございまして、私も、今まで多賀城市の入居するときには点数を一つ一つ積み重ねて、優先順位の高い人から順番に補欠に移行してきたということで、多賀城市独自の大変すばらしい入居基準だったと思うんです。ところが、今回は公開抽せんになるということで、障害者の方や 10 回以上の方、母子家庭とか、そういう方は恐らくもう一枚追加というふうになるんですけれども、必ずしも優先の高い人が、くじ運というのもございまして、必ずしも当たるとは限らないんです。1 回だけで当たる人もいます。そういう意味では、1 回やるよりは 2 回やったほうは確率は高くなりますけれども、今までのような多賀城市の担保してきた優先度は担保できないということになると思うんです。その辺がちょっと残念だなと思うんですけ

れども、その辺の解決策はないものでしょうかね。という質問です。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今、藤原議員、根本議員御指摘のお話、大変よくわかりまして、これから協定の締結に向けた話し合いをまだまだ詰める必要がありますので、それも一つのテーマにしたいと思っておりますけれども、一つ言えるのは、補欠募集でポイントが高い人であっても、あきがなければ入れないわけですね。それから、お一人だけ当選した、でも1位と2位のポイントが本当に僅差という場合もあるんです。ですから、いずれにしても入居決定というのは我々は断腸の思いでやってまいりましたので、そういう意味では抽せんというのも一つの選択肢かなと、そういう理解をしておりました。なお、今後の協議で、また協議をさせていただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

それから、もう一点は、27ページに、今までの住宅が317戸、そして公営住宅が順序入居するという流れになっていて、これを全て供給公社にお願いしたいというふうになっております。今の市営住宅では保証人、前2人だったのが1人になっていますね。県営住宅も多分1人だと思っておりますけれども、1人でも大変厳しいという方が当然いらっしゃるわけで、今まで1人の保証人も身内も誰もいなくて断念せざるを得なかったということがございました。一方では、最近では家賃を滞納する人には厳格に今対応していますね。そうすると、そういう対応を市でやっているの、本当に保証人が必要なのかという問題とか、それから災害公営住宅に入る方も保証人が必要なのかという問題があるんですけれども、1人で住んでいらっしゃる方で保証人をお願いするということは、よほどの親戚か、あるいは家族か、あるいは本当に親しい友達でないと、なかなか保証人になってくれるという方はいないと思うんですが、そういう保証人に関して、どのように今後進めていくおつもりなんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

今の基準はお一人で結構ですということにしまして、これは管理代行のほうも同様に考えております。

それから、当初は、近隣、できれば多賀城市民で、そうでなければ近隣にお住まいの方をということでお願いしていましたが、なかなか難しく、場合によっては県外の方を保証人にするケースもございます。そういうのもお認めしながら、できるだけ入居しやすい体制をとりますけれども、保証人をなくすというのは、これはかなりお話は頂戴していますけれども、現段階ではちょっと難しいかなと、そういう印象を持っておりまして、今の時点では保証人を廃止する考えはございません。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

どうしても保証人が見つからない、こういう方が出た場合、どう対応なさいますか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

これは、結論から申し上げますと、見つけてくださいということになるんですけども、一時期、保証協会を活用できないかという検討もしました。ただ、これは相当高額なようなんです。それから、全国的にも事例はほとんどございません。1つぐらいありましたけれども、ほとんどありません。そういうことから考えますと、何とかお願いをして見つけていただいて御入居いただきたい、このように思っております。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

住宅供給公社に管理をすっかり任せてしまうと、その辺のやりとりは住宅供給公社とのやりとりになっちゃうんですね。そうすると、住宅供給公社では、今次長さんがおっしゃったように、保証人がいないとだめです、探してくださいということで、そう言われてしまうと、せっかく市営住宅に当たったのに入れなくなってしまうということが出てくる可能性があるんです。そういうときに、窓口に来て相談をして、何とかできるような体制を、今すぐここでできないと思いますので、例えば市長が特別に許可をすとか、その状況を見きわめて、何とか相談できる体制をつくり上げていただきたい。いないからだめですよと、簡単にそういう……。あそこをお願いすれば、そうなっちゃうんですよ、当然、それが義務ですから。ただ、応募する方にとっては本当に孤独な人がいるかもしれませんので、そういう相談の窓口はきちっと設けていただいて、まず対応ができるような体制はつくれないかなと、こう思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

多分、住宅供給公社も恐らく丁寧な対応はすると思いますが、先ほど昌浦議員から御質問のあった、うちのほうで0.5人を業務として残している部分は、それらも想定しながら、4月1日から始まって、どういう状況が発生するかわかりませんので、そういう相談も受けながら、多賀城市の0.5人という業務の人工をつけていますので、いろいろな相談を受ける形をとっていかねばならないかなというふうに考えてございますので、その中で対応していきたいと考えております。具体的に相談窓口を設置するかどうかについても含めて、これは今後の検討課題ですが、そういう形で対応できればなというふうに考えております。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認をさせていただきます。一つは、今補欠になっておられる、補欠で登録された方。これは3月31日でその権利は失うというふうに整理しておられるのか。その辺について伺います。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

現段階ではそのように考えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

その方々にはどういう通知を出して御理解をしていただくのか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

従来と同様でして、次の募集のときに補欠がリセットになりますから、その際には文書で補欠でなくなったというのをお知らせします。同様の対応をしていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今度は制度が変わるわけです。31日で権利が喪失する方々には事前に、こういうことで今までの方式と違うということをしちっと整理させておかないと、次の段階に進んで行けない。また市営住宅の補欠があるだろうという認識の中でお待ちになっている方もいると思いますので、こういうぐあいに制度が変わるんだということをしちっと私は説明をする責任があるのではないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

御指摘のとおり、丁寧に対応していきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それから、保証人がいない、なかなか探すことができないといういろいろな天下の情勢があるのは多分事務当局がわかっていると思う。そういう環境であれば、何かの方法をつくっていかねばいけぬ。今の民間の保証協会では相当金がかかります。民間の住宅をお借りするときに保証協会を使うところもふえてきております。であるならば、11市の中で8市が公社に委託をしようという状況であるとすれば、公社の中にそれぞれの持ち分で出資をして、公社独自の保証協会のようなものを設立して、その中でそういう方々を救っていくという制度をこの際提言すべきだと思います。これが公社の県営住宅を含めて県内で1万4,000という数字があるとすれば、相当の方々を入居させておりますけれども、少なくともこれからの住宅事情というものを考えた場合に、そういうところまで踏み込んで公社と交渉していくとすれば、そういう方法はどうなんだということまで踏み込んだっていいんじゃないの。中小企業の保証協会だつてつくっているわけです。そういうものを見ながら、この住宅の保証制度にふさわしいものを提案していくということも大事ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

先ほど次長からもお答えしましたとおり、保証人がいない場合は大変苦慮しているということで、なかなか対応策がないという状況でございますから、今竹谷議員からとても貴重な御提案をいただきましたので、ぜひその点を公社のほうに伝えたいと思います。ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

もう一点、公社との交渉の中でお願いしたいのは、民間の住宅におられて改築をするために立ち退きをしなければいけない、こういう方々が、公営住宅で救ってやるためには、優先順位の一つとして考えていかなければならない。特に私は今回、市営住宅も県営住宅も横の連携がとれるとすれば、ありとあらゆる住宅のそういうものを活用した、いわば県だとか市だとかじゃなく公社が持っている住宅の有効的活用も進めていく、そういうことも相談の中に乗せていくという姿勢が、公社にお願いする上では大きなメリットになるのではないかと私は思うんです。ですから、住宅の多賀城市民に対する供給を多く対象にしていくという施策も私は講じていくべきではないかと。それが住宅公社に委託するメリットになるのではないかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

それも御指摘ごもっともだと思っております。公社、これは県営住宅、UR住宅含めて1万4,000戸の管理戸数ですから、それは一覧で入居状況も全部わかります。したがって、住宅にお困りの方が選びやすい環境になりますので、それをもう少し深めて、もっと利便性が向上するような方法を今後とも模索をしていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

ぜひ具体的にそういうものを常に情報提供する体制をつくっていただきたいということだけ要望しておきます。

○議長（板橋恵一）

6番米澤まき子議員。

○6番（米澤まき子議員）

先ほどDV法、その拡大についてお話がありましたけれども、先日私、ストーカー被害の方々の相談の中におりました。その恐ろしさというものを本当に私もまじまじと、皆さんの体験談のお話を伺って、大変なことだと実感してまいりました。その中で、暴力というか、その被害者、その人たちはもっとさらに強いものだと思います。一応拡充されたものとして受けとめても、もう少し、ここが本当に守られる場所なのかというのが私は先ほどから聞いていて懸念をしておりますが、これについていかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

建設部次長。

○建設部次長(兼)都市計画課長（永沢正輝）

これも御指摘のように、DV被害者の方々の一番の願いは転居先がわからないというのが一番重要なので、全くそのとおりだと思います。それで、DV、これは保健福祉部の専門になりますけれども、婦人の家ですとか、そういうシェルターのようなものがございまして、基本的にはそちらのほうになるんでしょうけれども、今回はDV法のうち配偶者だけではなくて同居している方の暴力にも対応するというところで、その分の拡大ですので、その辺は御理解いただきたいと思っています。

○議長（板橋恵一）

米澤議員。

○6番（米澤まき子議員）

もちろんおっしゃるとおりなんですけれども、ぜひこれを協定に向けてきちんと要望していただくようお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第86号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は午後 1 時 30 分といたします。

午後 0 時 32 分 休憩

午後 1 時 30 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 7 議案第 87 号 指定管理者の指定について

○議長（板橋恵一）

日程第 7、議案第 87 号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 87 号 指定管理者の指定についてであります。これは平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間において多賀城市大代地区公民館の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるもの

であります。

詳細につきましては副教育長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それでは、議案第 87 号 指定管理者の指定について御説明申し上げます。

この議案に関しましては、その詳細を議案第 87 号関係資料に基づきまして御説明いたしますので、資料 2 をごらんいただきたいと思います。資料 2 の 38 ページをお願いいたします。議案第 87 号関係資料、多賀城市大代地区公民館指定管理者の指定についてでございます。

初めに、これまでの主な取り組みの経過等について御説明申し上げます。こちらに記載の表の内容について順に御説明申し上げますと、平成 21 年 9 月ですけれども、多賀城市社会教育施設等運営改革指針及び大代山王地区公民館地域コミュニティ拠点化実施計画を策定しておりますけれども、それに基づいて大代地区公民館の外部化について進めてきたところでございます。その後、平成 24 年 10 月には、東日本大震災等の影響などもあり、指定管理者制度の導入時期を平成 26 年 4 月以降とすることとしておりましたけれども、平成 25 年 7 月には、平成 26 年 4 月から大代地区コミュニティ推進協議会を相手方として大代地区公民館に指定管理者制度を導入する方針を決定しております。その後、9 月には市議会の第 3 回定例会で多賀城市公民館条例の一部を改正する条例を提案し、承認をいただいたところでございます。その後、10 月以降でございますけれども、指定管理者選定に関する手順を順次進めてまいりました。10 月 24 日には選定委員会を開き、その後、10 月 30 日の教育委員会で大代地区コミュニティ推進協議会を指定管理者の候補とすることに決定したところでございます。

次に、右側の 39 ページのところですが、2 の指定管理の概要でございます。(1) は指定管理者が行う業務の範囲ですが、これにつきましては公民館条例の改正の際に御説明したとおりでございますけれども、アとして使用の許可に関する業務、イとして施設及び設備の維持管理に関する業務、ウとして社会教育に関する事業の実施に関する業務、エとしてその他公民館の管理に関する業務で教育委員会が必要と認める業務でございます。

(2) は指定の期間ですけれども、平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間でございます。

次に、3 の指定管理者候補の概要でございますけれども、名称が大代地区コミュニティ推進協議会、所在地が多賀城市大代 5 丁目 1 番 46 号の大代地区公民館内でございます。3 の代表者、4 の設立年月日につきましては、記載のとおりでございます。

次に、4 の指定管理者候補の提案概要でございますけれども、こちらにつきましては選定委員会の際に協議会のほうから提出していただいた企画提案書の中から抜粋した内容になってございます。大代地区コミュニティ推進協議会の発足から現在に至るまでの経過について記載しておりますけれども、主なものを御説明申し上げます。昭和 61 年 3 月に宮城県の新県民生活運動モデル地区の指定を受け、活動が始まっております。この組織は「明るく住みよいふるさとづくり」を目標に掲げ、これを達成するため、心の触れ合う社会をつくる、美しいふるさとをつくる、資源やエネルギーを大切にすることをテーマに、地区住民の積極的な活動を推進してきたところでございます。その後、モデル地区としての活動は指定期間を経過して終了することになりましたけれども、平成元年 4 月に組織の名称を大代地区コミュニティ推進協議会に変更して活動を継続することとなり、現在に至っているものでございます。

次のページ、40 ページをお願いいたします。

現在は大代地区コミュニティ推進協議会の行動目標である地域住民がみずからの意思によって課題を解決していこうとする機運をつくり、自主的に事業を行うことによって明るく住みよいふるさとを築くという基本理念に基づいて、地域コミュニティをより一層推進するために大代 5 区全体の住民が気軽に参加できる事業を中心に企画し実施しており、大代 5 区全世帯を対象とした広報誌「ふれあい」を毎月発行しているところです。一方、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の教訓から、人と人のきずな、近隣同士のコミュニティを育むことも大代地区コミュニティ推進協議会の重要課題であると肝に銘じているところでございます。これらを課題を克服する活動拠点を大代地区公民館と位置づけ、従来の社会教育、生涯学習の場という機能に地域コミュニティの拠点施設としての機能を加え、さらに地域住民で構成する大代地区コミュニティ推進協議会が公民館の管理を担うことは、新しいコミュニティづくりに不可欠であると確信しているということでございます。

今後は、多賀城市の公民館条例の設置目的を遵守し、指定管理者として市内で最初に住民組織で運営することを誇りに、行政とより一層密接な関係を築きながら、大代地区はもとより笠神地区の地域課題も取り込んだ、市民の目線による市民のための社会教育事業の実施と

効率的な施設の管理運営に努めていく決意であります。

以上が大代地区コミュニティ推進協議会からの選定の際の企画提案書で示された基本方針でございます。

次に、(2)の職員の体制でございますけれども、26年4月1日以降につきましては、こちらに記載のとおり、常勤職員が2名、非常勤職員が5名の合計7名の体制で管理運営を行っていきたいという内容でございます。

次に、(3)の指定管理料でございますけれども、平成26年度から平成30年度まで5年間で、この表の右側の金額、指定管理料提案額のところの金額の提案がございましたので、債務負担行為額としましては、この表の左側にありますとおり、合計で5年間で1億2,430万円を設定したいというものでございます。この金額につきましては、今回の補正予算の中で債務負担行為補正をお願いしているところでございます。

次に、右側の41ページにまいりますけれども、選定委員会の概要でございます。先ほど御説明したとおり、10月24日に選定委員会を開催しております。選定委員会の委員構成につきましては、こちらに記載のとおり5名でございます。選定方法につきましては、大代地区コミュニティ推進協議会からの企画提案書に基づいて説明を受け、別紙、これは次のページでございますけれども、選定基準に沿って採点をし、次の条件を選定の目安として委員間の協議により選定をすることとしたものでございます。その内容ですけれども、アとして各採点項目の平均点数が5点満点中3点以上、これは6割以上であるということ、イとして各委員の合計得点が85点満点中51点以上、これは6割以上であることでございます。

次に、採点の結果でございますけれども、次の42ページをごらんいただきたいと思えます。選定基準につきましては、その表のちょうど真ん中から左側にあるように、サービスの向上、業務遂行能力と大きく2つの項目に分けまして、あとはそれぞれこちらの細目、審査項目の中に掲げる基準に基づいて選定作業を行ったものでございます。右側のABCDEが5名の委員とそれぞれの点数ということになります。合計点数になりますけれども、合計得点につきましては一番下に記載のとおりでございますけれども、また一番右側のところに項目ごとの平均点数が出ております。こちらをごらんいただいたとおり、全項目の平均点数が3点以上になっております。また、全委員の合計得点が51点以上であるということで、選定の目安となる点数を超えているという状況でございます。

もう一度41ページのほうにお戻りください。

(4) としまして選定委員会の結論でございますけれども、採点結果を踏まえた委員間での協議の結果、大代地区コミュニティ推進協議会の企画提案を良好なものと評価し、同協議会を指定管理者候補案として選定したというものでございます。なお、選定結果の報告には、次の意見が付されております。2点ございますけれども、1点目がアとして、大代地区公民館の事業対象区域は大代5区だけではなく笠神地区も含まれることから笠神地区住民の要望や意見を取り入れ、事業に反映させるための仕組みを構築してもらいたいというものです。2点目は、イとして記載しておりますけれども、社会教育事業については数多くの新規事業が企画されており、地域のニーズに沿った事業展開に向けた候補者の意気込みが感じられた。事業の成果を高めるためにも多くの方に参加してもらうことが望ましいことから、広報等の積極的な働きかけをしてもらいたい。このような2つの意見が付されているところでございます。

以上をもちまして、議案第87号指定管理者の指定について説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

今副教育長が指定管理に向けて指定した大代地区コミュニティ推進協議会という団体は、本当に長い歴史を持って大代のコミュニティを確立してこられた方々です。住民の皆さんの努力はこの間、本当に大変なもので、大代公民館を中心にして現在に至るまでの文化活動、社会教育活動を進めてきた方々です。そういうところで新たに指定管理、会社組織とかそういうことを引き受けていただきながら、さらに発展的に頑張っていただくということなんだと思いますが、指定管理を受けるに当たってどういう形態で運営をしていくのかというあたりを、運営というか、指定管理の運営の仕方というか、それをもう少し説明していただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

どういう形態、よくわからなかったんですけども。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

大代公民館を指定管理をしていく場合に、どういうことで、例えば大代コミュニティの推進協議会という中でどういう運営の仕方をしていただくのかとか、そういうのがあるわけでしょう。例えば運営委員会を持つとか。1 年間を経営方針を立てる部分とかということがあるわけで。運営するところの、お話をする場面があるかと思うんですが。そういうところのことをお聞きしているんです。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

大代地区コミュニティ推進協議会は、今佐藤議員十分おわかりのとおりですけれども、会長以下、副会長、それから各 5 つの部に分かれておりまして、役員がいて活動しているということでございます。あと、地域の関係では、協力団体ということで役員に入ってもらっている方、それから大代の各区長については顧問に入ってもらっているということで、組織体制としてはそのような体制になってございます。

あと、資料の 40 ページのほうに職員体制ということで、常勤職員 2 名、非常勤職員 5 名ということで記載しておりますけれども、コミュニティ推進協議会の会長をトップにした組織形態、役員とか顧問を含めたものの横に事務局としてこのような職員 7 名の体制をとっていくということでございまして、基本的には会長をトップにはしておりますけれども、実際の管理運営については常勤職員、非常勤職員が公民館の運営に携わっていく形になると思います。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

運営には町内会の役員の皆さんとか区長が入ってくるということで、今まではそれは大代だけで完結していたから、皆さんの意思疎通も十分にできていたというような、うまくいって、そして長年かかって歴史を積み重ねてつくってきたということがありますが、これからは大代地区はもとより笠神地区の地域課題も盛り込んだということが大きな皆さんの課題にもなってくると思うんです、推進協議会の。そういう中でどういうふうにうまく運営していくかというあたりでは、住民の皆さんたちに負担をかけないような、そういう支援のあり方が大事だと思うんですが、こういう点では日常的にどういうふうに生涯学習課なり教育委員会なりでは見ていく、かかわっていくというふうに思っていらっしゃるでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

指定管理を 4 月からお願いしていくに当たっては、それまでの準備期間で協定を結んだり協議をしながら始まるということになると思います。その後でございますけれども、教育委員会のほうとしては、これまでも指定管理をしている施設等でございますけれども、指定管理をお願いしてそれでいいと、決してそういうことではございませんので、日常的に当然サポートであったり目配りだったりというのが必要になってくると思いますし、お互いに課題が見えてきた場合にはその都度共有しながら、よりよい運営を進めていけるような形で話し合いをしていきたいというふうには考えてございます。

○議長（板橋恵一）

佐藤議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

大代地区コミュニティ推進協議会というところは、そういうふうに長い歴史を持った団体です。そういう長い、いい歴史を、何回も、最初から言っていることですが、壊さな

いような、しかも笠神地区も包括した大切な社会教育施設の拠点として、十分にその働きをできるようにサポートしていくということを改めてお願いしておきまして、賛成をしたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

資料の41ページなんですけれども、最後の段、イなんですけれども、これを読むと、大代で新規の事業を企画して運営していくというふうに読み取れるんですけれども、一つは中央公民館との関係、中央公民館の果たす役割とか含めて、根幹機能みたいなことを中央公民館はしていると思うんですけれども、そことのかかわりはどうなるのか。

それから、生涯学習課が関与するようなことはあるのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

地区公民館と中央公民館とのかかわりという点でございますけれども、これまでの中央公民館の役割と同じということになりますけれども、中央公民館で総括するような形で市全体を見ていく、それは変わらない点でございます。

あと、生涯学習課と大代地区公民館との関係ということでございますけれども、先ほど佐藤議員のほうにもお話ししましたけれども、4月から指定管理をお願いするということで、ほかの施設も同様でございますけれども、日々さまざまな課題が起きる場合もございますので、そういう場合には生涯学習課のほうでそれらの課題解決に向けたかかわりが当然出てくるものだと思っております。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

社教主事ですね、社教主事会というのが恐らく今もあると思うんですけども、仙台教育事務所管内とか、そういうところを含めて、今、大代地区公民館、これを見ると非常勤で事業担当が3名、事業の計画、実施に関すること等となっているんです。計画も含めて、実施も含めて。ここで計画をするんですけども、そこでいわゆる社教主事的な者も、資格をお持ちの方も当然いらっしゃるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

40ページの常勤職員、非常勤職員につきましては、4月からコミュニティ推進協議会のほうで職員を雇用するという形になります。あと、生涯学習のかかわりにつきましては、事業の例えば企画をする際に、先ほど申し上げましたとおり、中央公民館がハブの公民館になって、さまざまな指導等をするような形になる予定でございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

ようやく何だか私が聞こうとしたことが今の副教育長の答えで出てきたわけで、実際、地区民が地区の公民館を運営して、みずから学びの場を提供するというのは、公民館としては一番究極の姿ではないかと私も高く評価するところなんです。しかしながら、そこに事業が展開されて社会教育プログラム、これ大事なんです、社会教育法上も、だからその辺、危惧しているところなんですけれども、その辺はどうなのかなと。重複してお答えしても結構ですから、もう一度、その辺だけは具体的にこう考えているんだということをお答えいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

先ほどと若干重複する部分ございますけれども、中央公民館が総括的公民館になって、それぞれの地区公民館を見ていくということで、中央公民館、それから生涯学習課のほうにも社教主事等がございますので、そういう方たちが社会教育のさまざまな事業については指導等をしていくような形になるかと思えます。

あと、当然、事業の中には地域の課題を解決するためのさまざまな事業というのも予定されているということでございますので、こちらにつきましては地区の職員の方々が計画の実施をする格好になるかと思えます。

○議長(板橋恵一)

17 番竹谷英昭議員。

○17 番(竹谷英昭議員)

基本的にまずお伺いしておきます。今回の指定管理の指定に当たって、今日まで大代地区において地域のコミュニティ事業に果敢に活動してきたということで、その基本は「明るく住みよいふるさとを築く」という基本方針の中で進めてきたということであります。今後は、40 ページの中段にある、多賀城市の公民館条例に基づいてやるんだよと、その文言になっていますけれども、培ってきた「明るく住みよいふるさとを築く」というものをどのように活動の中に位置づけていくのかということは、指定管理をする上において教育委員会はきちっと話し合いの中で進めてこられたものと思えますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長(板橋恵一)

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

この40 ページの中段でございますのは、公民館条例の設置目的ということについては、大代地区の公民館ということですので、このとおりなのかなというふうに思っております。

あと、これまで地元の方々とはいろいろな話し合いを進めてきたわけでございますけれども、事業、大きく分けると社会教育の事業、それから地域課題を解決する事業と2つに分かれますけれども、社会教育事業については中央公民館あるいは生涯学習課のほうでサポート等をしながら進めていくことになるかと思えます。あと、地域の課題解決につきましては、これまで地元でコミュニティ推進協議会の皆さんもさまざまな課題解決に向けていろいろな活動をしてきておりますので、そのようなこれまでの活動とのかかわりを持たせながら、今後もコミュニティ推進協議会の立場としての活動も当然やっていかれるのかなというふうには思っております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

「いかれるのかなと思う」じゃ、だめなんです。コミュニティ協議会に、はっきり言って、公民館条例に基づいた活動だけすればいいというような発想で物事を頼んだら、それ以上の枠は越えられないと思いますよ、基本的に。活動の枠をはめようとしています。逆に、地域コミュニティセンター的な扱いにしていったら、逆に言うと、公民館で主催しているものも含めながら今までの活動を強化していくという物の発想でなかったら、私は何のための指定管理をするのか、何のために今まで大代地区でコミュニティ活動を盛んにやってきたところを縮小されるような活動にしちゃうのかなという私は一方で思いがあるんです。いかがですか。ちょっとね。公民館活動に限定をしたようなものであると、大変だと思います。次は地域コミュニティセンターに置きかえていこうという基本的な指針があるんじゃないですか。ただこの公民館だけ委託をすればいいというもの、管理運営してもらえばいいというものの指定管理者を選んだという意味合いですか。私は基本は違うんじゃないかというふうに理解しているんですけども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今の進め方の懸念といいますか、そういうことがない……。これまでコミュニティがあった、

そして地域に公民館があったということではありますが、今回の指定ということについては、地域協働のコミュニティという考え方、そしてまた社会教育機能というものを加味しまして、これまで地域共同体的なものがあつた時代と形が変わっているわけでありまして、そういう中で、これまで大代地区が大きな努力をしてコミュニティを保ちながらやってこられたわけありますので、その大きな力を拠点とする大代公民館においてコミュニティと社会教育の機能をあわせ持って、さらに強化していこうということで進めているわけありますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

であれば、そういうふう書いたらいいんじゃないですか。私、そういうものだと思つたので、余り気にとめないですつと聞いておつたんです。今後は多賀城市の公民館条例に定めていると。いいですか、ここ。文章をあれするわけじゃないです。そうであれば、今後は今まで培つてきた大代地区のコミュニティ活動を尊重しながら、多賀城の社会教育の推進と融合を図っていく、それが大代地区の公民館を拠点としてやりますという位置づけになるんじゃないですか。申しわけないですけども。余り文章にはあれをしたくないんですけども。それが基本方針じゃないですか。どうなんですか。それが曖昧ではいけないと思つたんです。「公民館条例に基づいて」でしたら、公民館条例から逸脱できませんよ、そうなら。私はそう思つます。教育長がそうでないというなら、それで結構です。私はそう思つますよ、ここに書いてあるんだから。あなたの答弁は、そうじゃないんです。私が前段お話ししたようなことを踏まえて、そういう回答なんです。それなら、なぜこういうふう書くんですかということ。なぜ、こういう文言をこういうものに載せるんですかと聞いているんです。いかがですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

平成 21 年にこのコミュニティ拠点化の話がスタートしたときに、社会教育委員会において、社会教育の市長部局とのかかわりが出てくるということ。しかもコミュニティとなつて

くると、そっちのほうも十分考えなければならないということもありますが、スタートに当たって、個々の捉え方、若干誤解を与えるような内容になっておりますが、スタートに当たっては教育委員会が社会教育へのかかわりの中でスタートして、しかも社会教育のみならずコミュニティについてもあわせて推進をしていくということですので、全くこの範疇から踏み出さないでコミュニティはあり得ないわけでありまして、若干誤解を与えるような表現になっておりますが、本当の気持ちは、さらに社会教育機能とあわせてコミュニティ機能も広げていきたいという願いを持って大代地区に委託を申し上げるということでありまして。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これ以上論議してもあれですから。今、社会教育を市長部局にしてもいいというような風潮が出ています。それはなぜかという、多賀城市には地域コミュニティ課というのがありません。これと連携を図っていかなければいけないわけです。それゆえ、こういう文言で締めちゃうと、二重組織とのつき合いになっちゃうんです。と私は思うんです。もっと指定管理する地域のこの団体が、自分たちの発想で、自分たちの地域のために、もっともっと発展していかれるような組織づくりをしてくださいということに余りにも活動の範囲を固定すべきじゃない、その思いがあるから私はこのことを聞いているんです。

確認だけしておきます。公民館条例に定めていることについては余り固定はしない、幅広い、地域において社会教育事業を幅広くやっていただくための手段として今回は地域コミュニティのほうに指定管理をお願いするんだという理解でよろしいですか。いずれは、先ほど言ったように地域コミュニティセンター的な役割もできればつくっていきたいんだという根底には思いがあるということであるというぐあいに理解をしておいてよろしいんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

公民館が3つあります。その連携はきちっとりながら、生涯学習のかかわりを持ちながら当然社会教育の推進をしなければならないんですが、このコミュニティということができたということは、それにこだわらず、さらに地域共同体の解決をしていくということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

なぜ私がそれを申し上げているか。いずれ西部公民館もこういう方式に移行していこうという思いがあるんでしょう。だからお話ししているんです。であればなお、こういうものをね。いいです、もうわかりました。こういうものを活字にしないことですよ。なぜそういうことがわからないかな。市長、そう思わないですか。資料で活字として残るんですよ。市長が提案だから、市長、ちょっと議案を見て、指導したらいかがですか。市長だって議会の経験あるんだもの。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

十分に市長に資料は行っていると思いますが、将来構想というものもありますし、ただ現在の教育委員会の範疇の中でさらに拡大してスタートを切ろうということでございますので、どうぞよろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これ以上言っても教育長には言わないです。市長が提案しているから私は聞いているんです。提案理由は市長しかないんですよ。あなたじゃないんですよ。だから、提案する人はち

ちゃんとその辺を見てやるべきじゃないかと。そういうことだけです。ですから、そういうのも今後注意したらいいんじゃないですか。まあ、手を挙げていますから、了としたということでしょうから、それ以上結構です。

あと、指定管理料、これは何々を含んでの予定なんですか、これ。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

指定管理料につきましては、現在公民館の運営を行っている経費というのは人件費と公民館の運営経費、それから社会教育事業の事業費ということになりますけれども、それらの大きく分けると人件費関係、施設の管理運営費、また事業費を含んだ内容ということになります。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

施設は壊れます。それらの破損修理費なんかは入っていないというぐあいに理解してよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

施設の修理費関係でございますけれども、日常の小破修理的な小さい修理等につきましては指定管理者のほうでお願いするような形で額を含めているものがございます。ただ、大きな施設そのものの改修等になりますと、それはまた市のほうと協議をさせていただいて改修等を行うこととなりますので、この指定管理料のほうには含まれていないということになります。

ます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

副教育長、小さいというのは、どういう範囲で決めるんですか。それじゃ漠然として、指定管理者に申しわけないですよ。人をお願いするんだよ。そんな漠然としたことで失礼じゃないですか。選定委員会も経ないで。ここに金額を載せて。ずばり聞きます、人件費幾らで、光熱費はどうするのか。小破修理はどの程度のものを指定管理者に持たせるのか。事業費は、どれだけの経費を見込んでいるのか。具体にお聞きます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

済みません、小破修理と申しあげましたのは、大代公民館の指定管理者の選定に当たって仕様書をコミュニティ推進協議会のほうに示していますけれども、30万円の金額で、その範囲内のものについては指定管理者でします。

あと、金額の内訳でございますけれども、人件費につきましては、現時点で見込んでいる金額については1,640万円ほどの金額でございます。管理費につきましては650万円を見込んでおまして、光熱水費につきましては、そのうち149万円を見込んでございます。あと、社会教育事業等の事業費でございますけれども、こちらは現在の時点で183万円を見込んでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

光熱水費は変動がありますけれども。かかるときとかからないときがあります。その辺はどのように線をお決めになっているんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

光熱水費につきましては、年度末に精算する方式を考えてございます。この精算方式をとりたいということにつきましては、大代公民館のほうですけれども震災で被災を受けた後、かなり利用者が少なくなっております。23年は閉館しておりましたし、24年も途中から、25年になっても震災前の利用状況にはまだ至っていないということで、今後の利用状況によって当然光熱水費が大きく動くということで予想しておりますので、現在、毎年度末の精算方式でやっていきたいと考えてございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

面倒くさいことは答弁要らないです。年間集計で精算方式を導入するということでしょう。基本は149万円を見ているけれども、最終的には精算方式を導入するという意味合いでしょう。そう答弁してもらえばいいわけですよ。

それから、修繕費30万円、これは年間ですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

年間の修繕費ということで見えております。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

人件費で1,640万円ですね。これは、他の社会教育施設も指定管理をしておりますが、その比較でどのようになっていますか。よろしければ比較表を出してください。文化センターの業務委託にかかわる人件費の比較、それから体育館のスポーツクラブに対する人件費の比較、今回の比較、3事業の比較を出していただきたい。議長、早急にこれは、大変重要な案件ですので、出していただきたい。

○議長（板橋恵一）

資料がすぐ出るんですか。（「作成するのに時間がかかります」の声あり）

暫時休憩といたします。時間は、資料でき次第。

午後2時16分 休憩

午後3時11分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

先ほど竹谷議員のほうから人件費に関する資料の話がございました。大変長い時間をとってしまいまして申しわけございませんでした。今お手元にお渡ししている資料について私のほうから御説明申し上げたいと思います。

資料はA4判3枚ございまして、大代地区公民館の分、それから多賀城市民スポーツクラ

ブの分、それから文化センターの分ということで3枚で、順に御説明申し上げます。

初めに、大代地区公民館の指定管理に関する人件費の内訳ということで、先ほど合計額で1,640万円というお話を申し上げましたけれども、こちらに記載のとおり、職員数が7名でございます。A、Bの職員については40時間、それからその次の非常勤A、B、Cについては32時間、下の2人については12時間勤務ということで、年間の給与、手当、それから社会保険等を含んだ年間の総額がこちらの金額になってございます。合計は1,640万円でございます。

次に、文化センターの指定管理料の人件費の内訳でございますけれども、こちらは常勤9名、パート職員5名の14名体制でございます。施設長、常勤職員、人件費750万円とありますけれども、こちらはただいまの大代公民館と同様に、給与、社会保険料等を含んだ人件費の年間の金額でございます。以下、副施設長から一番下の受付補助、事業補助、パート職員、5名まで、14名で合計が5,610万円となっております。

次に、市民スポーツクラブの指定管理業務に関する人件費の内訳でございますけれども、こちらの内訳ですが、上のほうに小計ということで記載してございます。それぞれ一番上から理事長の年間の給与額が60万円、専務理事373万2,000円、局長が358万8,000円。それから、それぞれの主任あるいは担当の年間の金額が一番右側に記載した金額で、単位は1,000円でございます。

こちらのほうですけれども、今手元の資料で1人分ごとの給与と手当を合計した金額に分けたものがないので、文化センター、大代地区公民館と若干違いつくりになってございますけれども、中段から下に職員の手当分が載ってございます。小計の2ということで、合計額が790万3,000円と記載しておりますけれども、こちらの金額がそれぞれの職員のほうにプラスされて年間の金額になるということで、人件費の合計額としては3,493万1,000円になるというものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

低いほうに合わせてお聞きするのも失礼だと思いますので、文化センターと対比をして、お聞きしたいと思います。大代地区公民館の非常勤の総括担当とその業務、文化センターの指

定管理業務の関係で、責任体制から言って、どの部署と対比されるのか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

大代地区公民館の総括担当が、責任体制から言えば、一番責任者ということになります。大代公民館の一番上にいる職員が、総括担当が、公民館の管理の責任者ということになります。文化センターにつきましては、この表の一番上にいる施設長が当然責任者ということになります。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

同じ施設の管理をするのに、なぜこれだけの差が生じてくるのか。少なくとも算定するにはその業務と責任と、そのようなことを勘案して、少なくとも社会教育施設の指定管理者の人員費については、ある意味では同等もしくはそれに近いものにしていくことが大事ではないかと思うんですけれども。こういう参考があるにもかかわらず今の答弁では、理解ができません。算定するに当たって、少なくともスポーツクラブを参考にしたというのであれば、それでも結構です。少なくとも文化センターとの比較と言ったら一番上の施設長だということ。私は、そういうものじゃないと思います。何を根拠にこういうものを教育委員会はお決めになっているのでしょうか。その基本姿勢をお聞きしたい。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

大代、それから文化センター、スポーツクラブの関係の人員費の関係をお示ししているわけですが、大代地区公民館の指定管理をお願いするに当たっては、これまで市で運営し

てきたような運営費というものがございませう。その中でも人件費というものもございませうので、それらをベースに考える必要があるのではないかと考えています。当然これまで指定管理をお願いしてきた施設の人件費の関係についても目安になるとは思いますけれども、それぞれの施設で、施設の規模だったり運営の状況だったり、それぞれ違いがございませうので、それらを踏まえた上で今回、大代の関係につきましてはこのような形で算定をしたということとございませう。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

基本的に何かというのは全然答弁になっていない。私はそういうふうに聞こえました。文化センターはこういう規模で、こういうことで、こうであるから、施設長はこのように責任があるからこうなんだ、大代公民館はこういう規模で、そういうことなので、このぐらいの報酬である程度は理解してもらって、その基本がなければ。今の職員の給料と見合った、もしくはそれ以下であればいいんだという、そういう発想はないと思います。なぜ私はそれを申し上げたかという、これから多賀城の財政も厳しくなってきます。今議会の最終日に5年間の財政について説明を受けることになっています。当然、そういうときに経費の節減ということで前のアウトソーシングでいけば、指定管理者を、いいか悪いかは別として、指定管理者を一つの基本としながら経費の節減をしていこうということもあったんじゃないですか、過去において。であれば、少なくとも基本的な姿勢をきちんとしておかなければ。その場その場の発想で物事を決められたら困る。そうでなければ、指定管理者がいいのか悪いのかという判断ができない。私はそう思います。もう一度お聞きします。簡潔で結構ですから。その基本はどこにあるんですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

指定管理をお願いするに当たって、当然サービスの向上ですとかコスト削減とか、当然大きな要素になるとは思います。今回、大代地区公民館の指定管理者につきましては、地域の多くの皆さんにこれまでさまざまな話し合いを続けてきた中でお願いをしていくというこ

とで、これまでの運営費を一つの基準にしながら、念頭に置きながら、指定管理の指定管理料については算定をしているということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私はそれが理解できないから、この資料を要求したんです。多分、文化センターは文化センター、大代地区公民館は大代地区公民館、最初に導入したスポーツクラブはスポーツクラブ。少なくとも文化センターの指定管理のときに、この問題を話題にしたはずで、この議会では2つを話題にしたと思ひます。その議論を全然理解していないんじゃないですか。指定管理者をやるために、基本的なことをきちんとしなければ、どうするんですか、教育委員会。これからまた大きな指定管理が出てくるんじゃないですか。それもまた行き当たりばったりの計画でやるんですか。根拠の政策について再度お聞きします。

○議長（板橋恵一）

答弁は誰するんですか。

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そこのことを答弁できなければ、この議案について一時撤回するなりそういうふうにして、今言った問題をきちんと解決して提案すべきだと私は思ひます。その辺を含めて、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

竹谷議員の御質問でございますが、行き当たりばったりということではなくて、それぞれの施設の規模あるいは提供内容、サービスのですね、全く状況が違うわけございまして、大代の指定管理については、これまでの運営状況その他を踏まえまして、なお、よそと違う業務といいますか内容といいますか、そういうものを勘案しながらこういうふうに算定したということございまして、施設内容、サービスの形も全くその状況が違いますので。違うから、ではその場その場かという、そういうことではございまして、これからお願いする事業内容等々を勘案して、これまでの運営状況を勘案しまして、こういうふうに決定したということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

さっきから、基本姿勢はどこにあるんですか。ないじゃないですか。社会教育施設の指定管理は今回が初めてですか。なぜそういう答弁なんですか。だから先ほど大代公民館はこういう業務で、責任者はこういう業務だから、こういうふうにしていくことが妥当だと判断したとか、基本があるでしょう。これを算定した基本があるでしょう。だって、文化センターをしたときに基本があったでしょう。スポーツクラブのとき基本があったでしょう。高い安いは別として。基本はないんですか。なくて2,400万円の支出を出しているんですか。これは指定管理者をお願いする団体に失礼ですよ、そんなもので。あるんですか。あるなら、はっきり言ってください。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

3つの2,400万円は指定管理の総額で、人件費の内訳につきましては、現在、市のほうで現在の職員というのは館長1名が市の職員で、残りは非常勤職員ということになってございます。現在の非常勤職員の報酬等を基本に考えているということで、アルバイトの単価、それから非常勤職員については市のほうの非常勤職員の単価をベースに考えているということでございます。あと、総務担当、それから総括担当につきましては、それぞれの業務内容を勘案しますと、これまでの館長なり総括を担当する職員に該当する者として、それより

も月額で一定の金額は上げたような形での人件費の算定ということで、それらを基本的な考え方として、総額 1,640 万円を算定したというものでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、これからの社会教育施設の指定管理は、そういう基本姿勢で臨んでいくと理解しておいてよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

それぞれ施設の状況とかが違えば当然違ってくる部分もございますけれども、基本的な考え方としては、そのようになるのかなと思います。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

「なるのかな」じゃなく、そういうぐあいに行けば行けば、はっきり答弁してください。これはいいデータになりますからね。これと文化センターは完全に対比されませんからね、これから。そこの根拠づけは文化センターのどこの担当と相当するか、それもまたはっきり言えないんですか。館長のもらっている年報酬、誰と同じぐらい。指定管理しようという 1 年前、2 年前に、号俸の少ない人を館長にしてやれば、その給料は下がるんじゃないの。そういう答弁だ。少なくとも、総括責任者というのはどういう位置で、どれだけの費用弁償をやるかということを中心に考えなくてはいけないと思います。だから私は、その場その場だということを行っているんです。

いいですよ、非常勤職員は市の非常勤職員の時給に合わせる。これははっきりした理由です。なぜ非常勤 A、B をきちんと言えないんですか。文化センターでこれだけと決めているんだから。これに右倣って、ここの位置にありますと、なぜ答弁できないんですか。私が思うに、ここの施設、館長のように相当するでしょうから、少なくとも文化センターで言えば総務主任クラスに同等する責任があるものと私は信じています。なぜこれを基本にしないんですか。あなたたち、これをつくったんでしょう。なぜそういうことを分析して物事を決めないんですか。これなんか全然参考にしていなかったということですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

これまで指定管理をした人件費等について参考にしなかったということでは決してございませんで、それぞれの施設の状況とか業務内容等を考えてということでの今回の大代の人件費ということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

私は理解できません。そういうような政策は多賀城で問題だと思います。そんなことはだめですよ。基本姿勢をきちっとつくらなければ。地区公民館長同等の職。それがどれだけの賃金をお支払いしなければいけないか。その方にはそれだけの責任を持ってもらうというぐらいのものがなければ。これはそのままいくかいかないかは別としてね。そのぐらいのものをきちっと市としては責任持って、基準をつくらなければおかしいです。違いますか。そういう基準が必要でないあなたたちは思っているんですか。私は必要だと思うんですが、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

基本的な考え方は当然必要だと思っております。

○議長(板橋恵一)

竹谷議員。

○17番(竹谷英昭議員)

これ以上お話ししても、そこまで検討しないなら、明快な答弁ができないというふうに理解をします。申し上げておきますが、少なくとも議案提案するときは、ありとあらゆるものを想定して、少なくとも基本的な姿勢は堅持すべきだと。この人件費問題は文化センターのときにも、既にスポーツクラブとの対比の中で今までも大いに議論したはずで、にもかかわらず、そういうものを頭に入れないで、こういうものを試算したという市の態度は私はまことに遺憾だということを指摘しておきたいと思っております。これ以上議論しても水かけ論になりますので、一応私はそれだけを指摘しておきたいと思っております。

それともう一つ、40ページの46年、47年、これの上昇率は何%ですか。

○議長(板橋恵一)

40ページの(3)ね。(「そうです」の声あり)26でしょう、46じゃなく。(「ごめん、26」の声あり)どなた答弁するんですか。副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長(大森 晃)

アップ率ということで、率については計算はしていませんけれども、26年度、27年度、提案のあった際の金額としましては、この金額の主なものにつきましては約10万ちょっとの金額になりますけれども、26から27年で光熱水費の増を見込んだのが主なものでございます。利用者は25年度はまだ震災前には回復しておりませんが、順次回復してくるだろうということで、27年度は伸びの状況によって、その分の10万円の光熱水費をプラスしている、そういう内容です。

○議長(板橋恵一)

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

今回の議案でも消費税が3%アップする、それがこの中に全部加味されていない。どういうことですか。どういうこと。その分、事業費を削減して、そこに穴埋めするという発想ですか。その見解は。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

提案額については、今御説明したとおりでございます。消費税の関係は、もともと今回5年間の債務負担行為で1億2,430万円とここに記載させてもらっていますけれども、この範囲の中で、あとは指定管理者との協議も踏まえた形での金額ということになるかと思えます。今回、選定の際の提案額としてこういう金額をいただいたということで、ここにお示ししたということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

いただいたからやるじゃなく、あなたたちは精査して提案しているんでしょう。提案の資料でしたよ、これ。少なくとも公民館の使用料も上がるんですよ。なのに、この経費は何で上がらないんですか。少なくともそのぐらいは見込んで計上するのが普通じゃないですか。普通の考えはそう思うんです。普通はそうだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

公民館の使用料の関係については、当然改定がある部分もございますけれども、指定管理料と別に利用料金として使用料ということで、使用料は別になりますので、指定管理の金額とまた使用料の関係は別になるものと考えます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

僕が言っているのは、そうじゃない。あなたたちがそういう条例を出しておきながら、なぜ3%の上乗せをした計画を載せないのかと聞いているんです。あなたたち3%上乗せしたいと、さっき議会に諮って通ったでしょう。にもかかわらず、同じことで、なぜ3%上乗せした指定管理者提案額を言わないんですかということを知っているんです。それを聞いているんです。私は聞いているんです。だから、さっき言ったように、事業費を削減して余ったのを、事業費を削減してでもこの金額に合わせていくんだという、そうなのかどうなのか。その基本姿勢を聞いているんです。この金額でいいとか悪いとかでなく、基本姿勢を聞いているんです。あなたたちがこれを算出する基本姿勢がどこにあるのかということです。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

済みません、お話しした際、間違っています。今回5%分の消費税が8%まで上がるということなんですけれども、8%に上がる分についてのところまではこの内容に含まれているというものでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうすると、平成 26 年度にはその分は含まれている。いいですね。それでいいですか、まず確認しておきます。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

そうしますと、27 年度には 0.52%しか数字上、上がっていません。あなたたちが数字をあげている。少なくともここ、3%、4%ぐらい上昇するという予定で計画しておかなければいけないんじゃないですか。上がりますよ、みんな。上がるというよりも、そういう計画したらおかしいんじゃないですか。給料もそのまま、据え置き、何も据え置きというわけにはいかないでしょう。と僕は思うんですけども。だから、この数字を出す基本がない。基本はどこに置いているんですかと聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

26 年度については 3%上がる分を含めて 8%になっているということで、それ以降については同じように 8%分が含まれている、そういう内容でございます。27 年度 10 月については、基本的には確定していないということで、それはこの中には含んでいないということでございます。

○議長（板橋恵一）

市長、どうするんですか、これ。堂々めぐりです、いつまでも。

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これ以上やっても、議長おっしゃるように堂々めぐりです。私も疲れてきました。こんなに基本的な政策もないものを議案で提案してきたという、また資料として配付する当局の姿勢を私は理解できません。議案については理解はしますけれども、それを提案する根拠が全然ない。業務委託する皆さん方に申しわけない。基本政策のないものをお願いするということのように理解せざるを得ません。そういう理解でよろしいですね。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

いろいろと御指摘を賜っておるわけでありますが、先ほどの3%ということ、26年度、この中に含まれているということでございますので、その後については、なお運営をする上で精査をしなければならぬことだと思っておりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長、40ページの（3）の指定管理料の右側の指定管理料提案額というのは、どなたが提示した額になるんですか。これをはっきり言ってもらえば、わかるんじゃないですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

提案額につきましては、選定委員会にコミュニティ推進協議会のほうから示された金額で

ございます。

○議長（板橋恵一）

そういうのがちゃんと最初からわかっているんですから、そういうふうな答弁してもらわなければ同じことの堂々めぐりが続くだけです。どういうわけで指定管理にするかという根本的なことをよく精査してから出してもらわないと、おかしくなりますよ、これ。

○議長（板橋恵一）

13 番根本朝栄議員。

○13 番（根本朝栄議員）

この案件は大代公民館を地域コミュニティ推進協議会に指定管理をお願いするという議案でございまして、指定管理者制度を活用することになりますとアウトソーシングですね。私いつも申し上げているんですけども、まずどのぐらいの経費が削減できるのか、これを明確にしてほしいということが一つです。それから、推進協議会に指定管理者として運営するに当たって、今までとどういサービスが向上するのか。より以上どういサービスが向上するのか、あるいは今後将来的にこういうことが想定されるという、そういう前進するような、あるいは市民のサービス、地域のサービスが向上するような、そういうところがあれば教えていただきたいと思います。

まず、今の中で、あそこの公民館を運営するのに正規職員が何名で、人件費が幾ら、それから非常勤がおれば非常勤が何名で幾ら、そしてパートがいればパートが何人で幾ら、合計幾らだったのか、まず 1,640 万円と対比したいと思いますが、その人件費はつかんでおりますか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

前段の現時点の大代公民館の職員数ですけれども、正職員が 1 名、館長が正職員になってございます。あと、非常勤職員が 5 名です。合計で 6 名ということで、人件費につきまし

ては合計額で、これは 25 年度の予算の額でございますけれども、1,830 万円ということになってございます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

合計ですね。（「はい」の声あり）そうすると、経費的には人件費の分だけを見ると 1,830 万円から 1,640 万円ですか 190 万円減額になるという理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

はい、そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

それから、サービスの向上がどう向上するのか、あるいは将来的に予想されるのかという問題ではありますが、その辺についての御答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

25 年度、それから 26 年度の予定の事業の内容ということでお話しさせていただきます

と、現在 25 年度は社会教育事業費として予算的には 60 万円を市のほうでとってごさいます。全部で 10 個の事業を実施している状況でございます。平成 26 年度につきましては、現在推進協議会のほうの予定、市の予定ということになりますけれども、予定事業としましては、ことしから継続する事業も含めまして全部で 21 の事業を実施していきたいということで、コミュニティ推進協議会のほうで事業の計画については策定しているところでございます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

公民館事業を拡大するという意味ですか、今おっしゃっているのは。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

公民館の社会教育事業を拡大していくということでございます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

社会教育事業を拡大して市民のサービスの向上に努めるという意味ですね。はい。

それから、将来的に、市長の構想として、将来的には地域のコミュニティセンターの形に持って行って、そういう役割も担っていきたいというお話も以前にね、そういうことがあったということなんですけれども、そういうことにはきょうは全然触れていないんですけれども、将来的なことなのではっきり言えるかどうか、言えないということなんだろうけれども、そういうことも今回の指定管理者制度の中には含まれている、将来の構想的には、そういう

理解でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

今回指定管理をお願いするに当たっては、公民館としての指定管理ということで5年間をお願いするというごさいます。それから、コミュニティセンターの関係につきましては、将来的な課題ということですので、現時点では将来的にどのような形でというのは、はっきり申し上げられないところです。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

人件費をお聞きしましたところ190万円の減で、経費節約につながると。大きく人件費を削減したわけではない、190万円程度だということなので、これも理解をしたいと思います。

また、社会教育事業も今までよりも拡大をして、それで市民サービスの向上に努めるということですから、しっかりとその運営を見ながら推進をしていただきたいと希望します。以上です。

○議長（板橋恵一）

16番昌浦泰已議員。

○16番（昌浦泰已議員）

確認しておきますよ。大代地区公民館指定管理業務に関する人件費の積算は、大代地区コミュニティ推進協議会の方が積算して出したという答弁があったんですけども、それでよろしいんですね。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

人件費につきましては市のほうで算定して、お示した資料についてはこういう金額ということでございます。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

ほかの関係の積算は大代地区コミュニティということで、人件費は市のほうで計算したということですね。わかりました。

では、この3つに関して、いただいた資料なんですけれども、余りにも差があり過ぎるよね。私は理解できない。だって、考えてください、文化センターの方と市民スポーツクラブの方で376万8,000円、これは専務理事ね。理事長さんは60万円だけなので。一番高い専務理事で差異ね、文化センターの施設長。それから逆に、大代の総括担当者とは311万円の差があるんです。だから、これって計算したと言うけれども、じゃあ大代地区コミュニティの総括担当の方の439万円というのは、どういう根拠で積算したのか。だって、予算というのは積算根拠というのは必要ですよ。ですから、その明確な根拠づけというのがないと、私はそれで終わりというわけにはいかないと思います。同じようなことになるかもしれないけれども、やっぱり角度を違って聞きたいんですけれども。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

積算根拠といいますと、基本給幾ら、手当は幾らという……。考え方ということですか。（「考

え方です、簡単に」の声あり）現在、市職員の館長と非常勤職員が 5 名いますけれども、非常勤職員を総括してまとめていく立場ということですので、館の運営の総括的な責任者であるということでこのような金額を算定しているという内容です。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

例えば多賀城市の正規職でこの何号になったというか、何等級何号俸か、そこと比較してこうなんだよとか、もう少し説得力あるといたらいいのか、そういう基準的なものがないで決めたような感じがしてならないんです。どうなんですか、その辺は。

○議長（板橋恵一）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（武者義典）

大代地区公民館と文化センターの比較についてのお話ですけれども、基本的にはこの人件費も含めて、大変失礼しましたけれども、全ての面について大代地区コミュニティ推進協議会からの提案でございます。ただ、人件費のお話をするとき、基本的には、館長クラスは基本的にあそこで任用をするわけですから、その責任から市の係長クラスの大体人件費に相当する、あともう一つ、常勤職員の B につきましては、市の大卒初任給並みの給与を相当するというような形で積算根拠にしていますという提案がございました。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16 番（昌浦泰巳議員）

提案があったということは、あなた方はそれに乗ったということですね。では、そういうことにしていいですか。（「はい」の声あり）だよね。それでこの金額が出てきたんだということですよ。違うんじゃないですか、さっきと。何でこんなに違うんですか。副教育長と生

涯学習課長とで答弁が分かれているというのはどういうことですか。我々、混乱しますよ。副教育長、今のでいいんだね。それから、あなた、間違っただと思ったら謝ってください。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

総括の責任者ということでの金額算定については、生涯学習課長がお話ししたとおり提案はいただいたということなんですけれども、その金額を指定管理料の算定にしていくということについては市のほうで決めているということでございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

大分時間がかかりました。きょうは本当はここがスムーズに決まって来年の4月に向けて、お二人、午前中3人いらっしゃいましたけれども、代表者の方々が自分たちの本当に何十回も会議をして決めてきたものです。これをきちんと通していくというスタイルが、政治手法というかスタイルが皆さん方のところには欠けていたと思います。このぐらいもめてしまったということね。これからは指定管理ということではさまざまあることです。こういう資料も要求されるということも十分予測していなければならぬことだったはずなのに、こんなに時間がかかってしまって、きょう傍聴に来た皆さんや大代で待っている、とりあえず、いいか悪いかわからないけれども、指定管理に向けて、じゃあ頑張ろうかとみんな思っていることに対して本当に水をかけた、そういう出来事だったと思うんですが、今後については十分に、やっぱり議会での議論を吟味するという必要があると思うんですけれども、いかがですか。今、最終的に武者課長がお答えになりましたが、武者課長で解決できるような答弁も随分あったように思うんですが、その点でどのように感じていらっしゃいますでしょうかね。これから本当に気をつけていただきたいなど。住民の感情と意欲に水差しますよ、こういうことだったら。

○議長（板橋恵一）

答弁を求めらるるんですか。（「求めます」の声あり）どなた答弁するんですか。教育長。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

今般提案した中身について大変、資料の不足ということもございましたし、答弁についても明確な確な点が欠けていたと思います。ただ、私ども、平成21年に、震災前に、あそこの大代が長年培ってきた地域の連帯をまちづくりや、さらに広げて笠神を含めた、そういう地域づくりにも生かしていきたいということで、何回も何回も地域の方に御足労賜ってここまで積み上げてきたわけでありまして。そういうことで、地域の方については大変私どもの説明の至らなさということで御心配をかけているわけでありまして、地域の方のそういうものに向かう熱い思いということもございまして、私どもの不足の点については非常に申しわけなく思っておりますが、大きな御支援を賜りまして、地域が生き生きと進んでいく支援をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

熱い思いを、震災前からですから4年ぐらいかかって、本当に盛り上げてきたんですよ。そこをやっぱりきちんと受けとめるということが行政としては大事なことでないかと改めて思います。今から指定管理のほうもあるというようなこともございますけれども、その都度議会に資料を出しておけば、こんな問題はなかったわけです。何も資料を出さなくても出すからこんなことになってしまっただけです。やっぱりきちんとプロセスを踏むということもうんと大事なことでございますので、大代のコミュニケーションをお願いですから壊さないでくださいと私は何回も言っていました。こういうことでは、とても信頼が置けないという思いもしますが、しかしそこは信頼を置けないと言ってしまうのがないので、とにかくしっかりサポートしていただくということを改めてお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

教育委員会の議会に臨む姿勢について、私は大変不愉快です。延々と私との質疑、何十分かかりました。煮え切らない答弁を繰り返して、最後は生涯学習課長の答弁で締めくくるなんて。最初から言った、基本はどこに置いているんだ、基本はと。それを全然お話しもしないで、最後は大代のコミュニティ協議会から提案されたものを参酌しながら経費を設定しました、人件費を積算しましたと。おかしいんじゃないですか。指定管理者をやる部署として余りにも提案に対して不正確であると指摘せざるを得ません。あと討論がありますので討論で指摘したいと思いますが、教育委員会もちょっと、議会に対する答弁は適切かつ簡潔に、理解を得られるような答弁をするようにしてほしいなという思いがありましたけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

竹谷議員の御指摘のとおりであります。先ほど恵子議員に申し上げましたが、提案内容についてすらすらと説明できないということで反省いたしております。今後そういうことのないように準備をして御提案を申し上げたいと思っておりますので、ひとつよろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。15 番吉田瑞生議員。

○15 番（吉田瑞生議員）

私の当初からの受けとめ方、再確認しますけれども、提案理由の中できちっと明確になっていると実は思って議事に臨んでいました。それは、資料の 2 の 39 ページ、いわゆる大代地区コミュニティ推進協議会の企画提案書の概要について、(1)から次の 40 ページの(2)そして(3)と。これが大代地区コミュニティ推進協議会から出された企画提案の内容の概

要であります。ということを受けとめて拝聴しておりました。そして、次の41ページに明記されておりますが、(4)の選定委員会の結論。そこにも前段書いてありますが、大代地区コミュニティ推進協議会の企画提案を評価して、次のアとイの2項目についてそれぞれ明記した中身が記されて結論に至ったということでありますから、企画提案であった大代地区コミュニティ推進協議会の皆さんの努力をここまで積み重ねてきたのかということをご可としながら、当局の提案を拝聴していた立場であります。そのことだけ意見として述べて、決議に賛同する立場での考え方だけ述べておきたいと思っております。そのような審議の経過であったことを、できれば当局も明確にそのところをきちっと強調して説明をしていただきたかったなという思いであることを申し添えます。以上です。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思っております。（「討論」の声あり）

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。17番竹谷議員の登壇を許します。

（17番 竹谷英昭議員登壇）

○17番（竹谷英昭議員）

私は当初、いろいろ見て、反対討論と考えました。しかし、大代地区のコミュニティ協議会が真剣になって議論をした経過がありますが、その御労苦を提案側の当局が全然理解していないと私は感じました。ですので、これからこういうような議案の説明には心を込めて提

案理由をきちっとしていただきたい。それと、積算根拠をきちっと明らかにしてほしい。そうでなければ、予算編成においても、これからの指定管理者の業者選定においても、大変不透明なものになってくる。社会教育施設の指定管理者、これからも多く出てくると思います。そういう上に立って、きちっとした根拠づけを当局は明らかにしておくことが大事だというふうに思いますので、質疑の中でも大分御意見を申し上げましたけれども、しかと肝に銘じていただきまして、今後の社会教育並びに指定管理者を選定するに当たっては、人件費を含めその経費は、これこれこういう根拠づけだということを明らかにしていただくことをお願いしながら、私の質疑を通しての感想を申し上げながら賛成討論とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第 87 号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（板橋恵一）

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 4 時 20 分といたします。

午後 4 時 12 分 休憩

午後 4 時 20 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

日程第 8 議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について

日程第 9 議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 8、議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について及び日程第 9、議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更についての 2 件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について並びに議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合理約の変更についてであります。これは広域事務の一層の効率化を推進するために、塩釜地区環境組合の共同処理する事務を塩釜地区消防事務組合に統合することに伴う塩釜地区環境組合の解散及び財産処分並びに塩釜地区消防事務組合の共同処理する事務及び規約の変更について、それぞれ地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては関係部長等に説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長公室長。

○市長公室長（菅野昌彦）

それでは、議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について並びに議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合規約の変更についての内容説明に入る前に、私からこのたびの塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の再編統合に向けられたこれらの議案を提案するに至った経過について説明させていただきます。

塩釜地区の一部事務組合の統合につきましては、塩釜地区広域行政連絡協議会において平成 18 年度から調査、検討を行ってまいりました。この間、さまざまな課題を整理し、本年 9 月 30 日に開催されました平成 25 年度第 2 回塩釜地区広域行政連絡協議会において、広域事務の一層の効率化の推進を図るため、平成 26 年 4 月 1 日から塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合を再編統合する方針が確認されたところでございます。その後、両事務組合と再編統合に向けた検討を重ねた結果、次の内容に基づき、塩釜地区消防事務組合に塩釜地区環境組合を再編統合することにいたしました。

その一つといたしまして、事務及び財産等は塩釜地区消防事務組合に承継すること。統合後の名称は塩釜地区消防事務組合とすること。正副管理者及び議員定数は塩釜地区消防事務組合の現在の定数とすること。組織体制は事務局に環境課を設置し、事務室を消防本部庁舎に設けること。あわせて、職員定数を削減すること。このような内容に基づき、再編統合に向けた準備を進めておるところでございます。

これらの内容に沿った再編統合を行うに当たり、消防事務組合にあっては、環境組合の所掌事務を追加する内容で塩釜地区消防事務組合の規約の変更が必要であること。一方、環境組合にあっては、塩釜地区環境組合の解散及び財産の処分について議会の議決が必要となります。

それでは、議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分については市民経済部長から、議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合規約の変更につきましては総務部長から、それぞれ詳細の説明を申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

私からは、塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の再編統合に伴う塩釜地区環境組合の解散及び財産処分について御説明申し上げます。

議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分についてであります。ただいま市長並びに市長公室長から提案理由及び経過等につきまして御説明いたしましたが、塩釜地区環境組合の解散につきましては、地方自治法第 288 条の規定により同組合解散についての構成団体の協議並びに同法第 289 条の規定により同組合の財産処分についての関係地方公共団体の協議が必要でありまして、その協議を行うに当たり、同法第 290 条の規定により関係地方公共団体の議決を得てから協議することとなりますので、本議会に提案するものでございます。

議案 1 の 22 ページをお願いいたします。

塩釜地区環境組合の解散に伴う財産処分についてであります。これは地方自治法第 289 条の規定によりまして塩釜地区環境組合の財産処分について定めたものでありまして、解散日であります平成 26 年 3 月 31 日に全ての財産を塩釜地区消防事務組合に承継するものであります。承継する財産内容につきましてはここに記載のとおりでありまして、1 の建物は、塩釜地区環境センターで鉄筋コンクリートづくり鉄骨づくりの 3,324.66 平方メートル、塩釜斎場で鉄筋コンクリートづくりの 1,728.05 平方メートルです。次に、2 の設備・物品等は、塩釜地区環境センターでし尿及び浄化槽汚泥処理施設など一式、塩釜斎場で火葬炉など一式であります。次に、3 の基金で、財政調整基金の現在高 1 億 489 万 2,720 円です。次に、4 の債務は、債務負担行為における未償還元利償還金としてし尿処理費の自家電気工作物保守点検業務委託料外 3 件で支出予定額の総額が 304 万 6,000 円と斎場管理費の AED リース料外 3 件で支出予定額の総額が 676 万 6,000 円であり、総合計が 981 万 2,000 円となっております。次に、5 のその他といたしまして、塩釜地区環境組合の職員も塩釜地区消防事務組合に統合されますことから、宮城県市町村職員退職手当組合に納付または還付すべき額も塩釜地区消防組合に承継するものであります。

以上で塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の再編統合に係る議案第 88 号 塩釜地区環境組合の解散及び財産処分についての説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、次に私のほうから議案第 89 号 塩釜地区消防事務組合同規約の変更について説明いたしますので、議案関係資料 2 の 43 ページをごらんいただきたいと思います。

塩釜地区消防事務組合同規約の一部を変更する規約の新旧対照表となります。

まず、第 3 条の改正でございますが、塩釜地区消防事務組合が共同処理する事務に、これまで塩釜地区環境組合が共同処理していた事務、し尿施設の設置及び管理運営に関する事務と火葬場の設置及び管理運営に関する事務を加えるものでございます。

次に、第 11 条は監査委員に関する規定でございますが、代表監査委員に関する規定、書記と職員の設置及び任命に関する規定、職員定数を条例で定める旨の 3 項を加えるものでございます。これにつきましては、監査委員からの指摘あるいは宮城県からの指導があり、規定を追加するというところでございます。

次に、第 12 条の改正でございますが、第 12 条は経費の負担方法について規定しております。第 1 項に使用料を加えるとともに、先ほど説明いたしました第 3 条に追加した事務に要する経費の算定方法、関係市町の負担金について、別表第 3 及び別表第 4 に規定する旨を規定してございます。

次のページ 44 ページをごらんいただきたいと思います。

44 ページから 45 ページに掲げました別表第 3 及び別表第 4 の内容につきましては、解散する塩釜地区環境組合同規約に定めておりました内容をそのまま移しかえた内容となっております。

次に、資料 1 の 29 ページをごらんいただきたいと思います。

29 ページにつきましては、附則でございます。附則の第 1 項は、変更する規約の施行時期を平成 26 年 4 月 1 日とするものでございます。本規約の変更につきましては、組合を構

成する2市3町が12月の議会に提案し議決をいただいた後、県知事の規約変更の許可を経て、平成26年4月1日から施行するものとしたものでございます。

第2項から第4項につきましては、塩釜地区環境組合からの事務及び財産引き継ぎ、塩釜地区環境組合の平成25年度決算を塩釜地区消防事務組合管理者が行うこと等、同決算の認定手続についての経過措置を規定したものでございます。

以上が塩釜地区消防事務組合規約の変更に関する説明となります。

なお、去る10月23日に開催されました市議会全員協議会において皆様から御提案のありました一部事務組合議員等の報酬の見直しにつきましては、去る12月4日開催されました塩釜地区消防事務組合管内主管課長会議におきまして、本市のほうから報酬見直しに向けた検討を消防事務組合事務局のほうに申し入れておりますことを申し添えさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。質疑はありますか。8番藤原益栄議員。

○8番（藤原益栄議員）

提案自体には異論はないんですが、説明会のときに、宮城東部衛生処理組合の統合については慎重にすべきだと。それは、ごみ処理というのは最終的には減量して最終処分場に持っていく、最終処分場の見通しがきちんとならない限りは、塩釜が統合したがつているのはわかるけれども、それは慎重にすべきだということを、説明会のときに言ってきました。市長と副市長はそのときに参加していなかったような気がするので、この問題というのは他の自治体との交渉事になるので、市長、副市長の認識が極めて重要だと思うので、その辺の認識について私は御答弁をいただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは広域行政の中でございますので、構成市町の中での相談ということになるのは当然でございます。もとより、宮城東部衛生処理組合は1市3町が構成でございます。そこに1つの市が加わるか加わらないかというのは当然、今構成している1市3町の中での相談の結果ということになると思いますけれども、多分今回話題になっているほかの組合と違いまして、宮城東部の場合ですといろいろな資産があるということがございますので、財産の継承その他の非常に複雑な要素もございますので、その辺は慎重に1市3町の中で検討すべきものということを基本的に捉えているところでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

もし塩釜が宮城東部に入ってくるとなれば、もちろんこれまで設備投資されてきて、全然負担をしていないので、持参金が必要だとかいろいろなことになるでしょう。それは当然の話なんです。私が心配するのは、例えばごみ焼却場というのはそんなにスペースも要らないし、お金を用意すれば何とかなる、ごみ焼却場については、けれども、ごみ焼却場というのはあくまでもごみを減量するための中間処理施設であって、最終的な最終処分場に持っていきます。最終処分場を確保するのは、ではお金で解決できるかということ、そうじゃないんです。ごみを最終的に持っていく処分場について、提供しますという人がいないと最終処分場は確保できないわけです。そういう非常に厄介な問題なわけで、ただ単に私は1市3町の構成団体に別なところが入るのでそう簡単でないというだけではなくて、私がうんと心配するのは最終処分場の確保の見通しという大きな問題を抱えているので、とりわけこの問題については、ではみんな一緒にやったほうが効率的なんだという単純な問題ではないんだというふうに考えているんですが、その点について再度、市長でも副市長でもよろしいので、御回答をお願いします。

○議長（板橋恵一）

副市長。

○副市長（鈴木明広）

これは2市3町のいろいろな取り組みもございますし、今藤原議員がおっしゃったような具体的なこともいろいろございますけれども、非常に微妙な問題でありますので、そのところは各構成市町と慎重に検討させていただくということで決めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

ただいま、市長、公室長、そして総務部長、市民経済部長から、議会運営委員会で詳細に説明しろということで多分お三方がやったことだと思っておりますが、先ほど総務部長が12月4日日本市から事務局に提案したというのは議員報酬と定数のやつなのか、もう一度確認したいと思っております。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

いろいろ私ども情報収集しておりますと、報酬の問題についてどうも問題がありそうだということで、取り上げさせていただきましたのは報酬の関係でございました。

○議長（板橋恵一）

金野議員。

○7番（金野次男議員）

これから新年度の予算編成が多分あると思っております。それについて、今総務部長のほうから議員の定数、報酬と言いました。私は別な案件から、参考にしてください。2市3町議長団連絡協議会で、会津若松地方広域市町村圏整備組合に視察に行っていました。この議長の諸般の報告の冒頭にも入っているように、ここは1市7町2村でできているところで

す。人口は約 19 万 3,000 人。そして、広大な土地と対象の広域市町村の組合でありました。ここで私が質疑したのは、正副管理者の報酬はどうなっているのかと。要するに、1 市 7 町 2 村でつくった組合、その正副管理者の報酬、答えは支給していないという回答でした。先ほど総務部長が議員の定数、報酬を言いましたけれども、私は管理者、副管理者も、どしどし市長は先頭に立って言うべきじゃないかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今金野議員から言われたこと、管理者同士の話し合いで会いますので、そのときにそのように申し上げたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより、各議案ごとに採決いたします。

まず、議案第 88 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 89 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 90 号 工事請負変更契約の締結について

○議長（板橋恵一）

日程第 10、議案第 90 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 90 号 工事請負変更契約の締結についてであります。これは平成 24 年第 2 回市議会定例会において議決され同年 6 月 13 日付で契約を締結した 23 都災第 2332 号平成 24 年度下水道災害復旧工事第 7 処理分区 3 工区について、契約金額を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結することにつき地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 90 号 工事請負変更契約の締結について説明いたします。

資料 2 の 47 ページをお開きください。

まず、件名でございますが、23 都災第 2332 号平成 24 年度下水道災害復旧工事第 7 処理分区 3 工区でございます。施工場所は、多賀城市栄地内外でございます。工事期間は、平成 24 年 6 月 14 日から平成 26 年 3 月 26 日まででございます。工事概要は、復旧延長が 518.2 メートル、開削工が 229.2 メートル、改築推進工が 289 メートル、本管部分更生工が 13 カ所、マンホール部分復旧工が 52 カ所でございます。

次に、変更概要でございますが、記載しております変更事項の全てが現場精査により当初契約時より施工延長が短くなってございます。しかし、建設当時の立坑築造の際に鋼矢板を存置したままにしてございました。その鋼矢板につきましては、今回の工事で支障となるため撤去することになりまして、その撤去及びその後の地盤の強化や治水あるいは薬液注入口が必要になったことから、最終的には 1,249 万 800 円増額し、2 億 3,089 万 800 円の変更契約を行うものでございます。

次の 48 ページに位置図を載せてございますが、ちょっとわかりにくいかもしれませんが、右側のほうに薄い実線で囲まれた部分、ここが今回の工事箇所でございます。拡大します

と 49 ページになります。さらに 50 ページ、51 ページに、それぞれの工法ごとに、50 ページは開削工の該当する箇所、51 ページについては改築推進工を行う箇所ということで、拡大した平面図を掲載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

内容はわかりました。設計の段階で鋼矢板がある、ないということが判明しなかったのかどうなのか。少なくとも、あの地域のやつは私も以前よく見ておったところでございます、鋼矢板を抜くと砂地の関係、そこに被害が起きるということで鋼矢板を打ちっぱなしというのが数多くあると思うんです。それをなぜ設計段階で気がつかなかったのか。それについてお伺いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

下水道担当次長。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

このたびの構造につきましては、地中に埋まっている部分であったということ、あと下水道関係につきましては、竣工図はございますが、架設関係の部分については工事関係は 10 年で廃棄しております。その関係上、本数も非常に被害が大きかったということで、そこまで至らなかったということでございます。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

図面は 10 年で破棄するというところでしょけれども、これからいろいろあると思いますので、記録をするにはコンピュータでも記録するということがありますし、そういうことは記録させておくということが大事ではないか。やることについては問題ないんですが、そういうことを当初からわかっていくようにしていかないと問題があるのではないかと思いますので、記録はきちっとそういうものに。規定では 10 年になっていると思いますけれども、多賀城はそういう意味では多少長くしてでも保存しておくという仕組みをつくっておくほうがよろしいんじゃないかと思います。よろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋惠一）

下水道担当次長。

○建設部次長（下水道担当）（兼）下水道課長（鈴木弘章）

今後はそのように配慮していきたいと考えております。

○議長（板橋惠一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋惠一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋惠一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 90 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 91 号 工事請負変更契約の締結について

○議長(板橋恵一)

日程第 11、議案第 91 号 工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

(局長 議案朗読)

○議長(板橋恵一)

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

議案第 91 号 工事請負変更契約の締結についてであります。これは平成 25 年第 2 回市議会定例会において議決され同年 6 月 19 日付で契約を締結した平成 25 年度公共下水道雨水工事高橋 1 の 7 工区について、契約金額を増額する必要が生じたことから、工事請負変更契約を締結することにつき地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第91号 工事請負変更契約の締結について御説明いたします。

資料2の52ページをお開きください。

件名ですが、平成25年度公共下水道雨水工事高橋1の7工区でございます。施工場所は、多賀城市八幡1丁目、仙台市宮城野区中野字大貝沼地内でございます。工事期間は、平成25年6月20日から平成26年3月25日まででございます。工事概要は、施工延長が149.5メートル、工法はオープンシールド工法でございます。幅5メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを敷設する工事でございます。

次に、変更概要でございますが、53ページの位置図のとおり、国道45号からJR仙石線横断部手前までを整備する雨水幹線ですが、当初予算では資材及び人件費の高騰等により工事費が不足したため、当初の発注は延長26メートル短くして発注いたしました。しかし、その後、国及び県との協議を経て不足分の予算が確保できたため、今回26メートル復活させ、7,044万8,700円を増額し、4億6,419万8,700円の変更契約を行うものがございます。

54ページの平面図につきまして、約26メートルと言いましたが、正確には25.78メートルの増嵩部分を示した平面図を掲載してございます。55ページには標準横断図を掲載してございます。

なお、今回の変更により、JR横断部との接続施工箇所まで完了することになり、今後JR横断部の施工をJR仙台支社と協定を締結し順次進めていくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

ここで、御連絡申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 91 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 92 号 財産の取得について

○議長（板橋恵一）

日程第 12、議案第 92 号 財産の取得についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 92 号 財産の取得についてであります。これは鶴ヶ谷地区に建設する災害公営住宅の用地を購入するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては建設部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、議案第 92 号 財産の取得について御説明申し上げます。

資料 1 の 35 ページと資料 2 の 56 ページをあわせてごらんいただきたいと思います。

鶴ヶ谷地区の災害公営住宅に係る財産の取得について説明いたします。

まず、位置図をごらんいただきたいと思います。56ページの位置図でございます。財産取得予定地は砂押川北側の鶴ヶ谷3丁目92番1でございます。ここに鉄筋コンクリート造の災害公営住宅を274戸建設するものでございます。今回取得する物件につきましては、土地の取得でございます。地目は宅地。取得面積は、全体面積のうち2万9,089.97平方メートルを取得いたします。全体面積の差の1,343平米ほどは、後の避難道路笠神八幡線のときに買収する土地になりますので、今回は災害公営住宅の2万9,089.97平方メートルを取得いたします。

取得価格は8億5,233万6,121円でございます。この価格は不動産鑑定評価に基づいて算定してございますが、1平方メートル当たり2万9,300円となっております。取得する財産の引き渡し期限は平成26年3月31日としておりまして、相手方は学校法人東北学院でございます。目的は、災害公営住宅用地として取得いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

確認しておきますが、この所在地は92番の1となっておりますが、このほかにも財産があると思っているんですが、分筆されたんですか。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

今回取得する分については野球場は入ってございませんので、92番1となります。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

それはどれだけあるかということです。全体が約3万平方メートル買おうとしているでしょう。球場を入れると、どのくらいあるのかということ。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

こちらのほうの位置図、左側がサッカー場だったんですが、右側に野球場がありますが、合わせて3.数ヘクタールあるかと思っています。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

分筆をしているのかと聞いているんです。分筆。分筆を前は一つのものだと思うんです。それを今回のために分筆しているでしょう。そのことを聞いているんです。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

済みません。途中で自衛隊の土地がありますので、もともと分かれていると言ったらいいのでしょうか、分筆されているというふうな形になります。途中で自衛隊用地が間に入りますので、野球場とサッカー場の間に自衛隊用地が入っていますので、分筆されているという形になります。

○議長（板橋恵一）

竹谷議員。

○17番（竹谷英昭議員）

そうしますと、92番の1が一つの土地だったというふうな理解でよろしいですか。以外のものは入っていないと。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

そのように理解していただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員。

○9番（佐藤恵子議員）

私も確認しておきます。この土地に復興住宅を建てるわけですが、市長が1カ月以上前に山王住宅に行ったときに、ここは笠神八幡線との関係で5年ぐらいかかるかもしれない、予定どおりにはいかないかもしれないというような説明をされたんだと住民の方がおっしゃっていました。そんなにかかったら困るんじゃないのと言われましたが、改めて確認をいたします。計画どおり28年にはきちんとできるということによろしいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

復興建設課長。

○復興建設課長（熊谷信太郎）

この前御説明したとおりなんですが、平成 27 年度内に完成する、つまり 28 年の 3 月まで完成させるということで今予定を組んでいるところでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。

これより議案第 92 号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 93 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）

日程第 14 議案第 94 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 15 議案第 95 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）

日程第 16 議案第 96 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 13、議案第 93 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 16、議案第 96 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）までの 4 件を一括議題といたします。

この際、議案朗読を省略し、直ちに市長から提案理由の説明を求めます。

市長の登壇を許します。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

議案第 93 号 平成 25 年度多賀城市一般会計補正予算（第 6 号）であります。歳入歳出にそれぞれ 36 億 2,052 万 6,000 円を追加し、総額 321 億 6,344 万 7,000 円とするものでございます。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金事業採択に伴う多賀城市津波復興拠点整備事業の増額補正並びに私立保育所建設補助事業の追加補正でございます。

歳入の主なものは、市税並びに東日本大震災復興交付金の増額補正であります。また、多賀城市津波復興拠点整備事業、私立保育所の建設補助事業等において繰越明許費を設定し、並びに公営住宅管理代行業務委託等に係る債務負担行為の追加、パソコン借り上げ料等に係る債務負担行為の変更を行うものであります。

次に、議案第 94 号 平成 25 年度多賀城市災害公営住宅整備事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出からそれぞれ 8 億 2,788 万 3,000 円を減額し、総額 14 億 3,946 万 6,000 円とするものでございます。

歳出は、鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業の減額補正を行うものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金事業基金繰入金の減額補正であります。また、鶴ヶ谷地区災害公営住宅整備事業及び新田地区災害公営住宅整備事業の債務負担行為の追加並びに災害公営住宅事業に係る地方債の変更を行うものであります。

次に、議案第 95 号 平成 25 年度多賀城市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）であります。歳入歳出にそれぞれ 5,612 万 4,000 円を追加し、総額 77 億 3,360 万 8,000 円とするものでございます。

歳出の主なものは、浸水対策下水道整備事業及び公共下水道汚水施設災害復旧事業の増額補正並びに汚水事業元金償還金及び利息支払い費の減額補正であります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金の増額補正並びに震災減収対策企業債の減額補正であります。また、高橋雨水幹線整備に伴う支障物件移設工事の債務負担行為の追加並びに公共下水道事業等に係る地方債の変更を行うものであります。

最後に、議案第 96 号 平成 25 年度多賀城市水道事業会計補正予算（第 4 号）であります。支出につきましては水道事業費用の減額補正及び配水管整備事業費の組み替え補正を行うものであります。債務負担行為につきましては、自動車借り上げ料の追加補正を行うものであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本案 4 件については、委員会条例第 6 条の規定により 18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本案 4 件については、18 人の委員をもって構成する補正予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、全議員 18 人を指名いたします。

○議長（板橋恵一）

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす 12 月 12 日は補正予算特別委員会終了後に本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうも長時間にわたり御苦労さんでございました。

午後 5 時 10 分 散会

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 12 月 11 日

議 長 板 橋 恵 一

署名議員 深 谷 晃 祐

同 伏 谷 修 一